2017
DISCLOSURE

けんみんの状況

けんみん
長崎県民信用組合

ホームページアドレス…http://www.kfp-kenmin.co.jp

けんみん
長崎県民信用組合

ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、「ディスクロージャー誌2017」を作成致しましたので、ご高覧頂き、より一層「けんみん」へのご理解を深めて頂けますようお願い申し上げます。

さて、平成28年度の国内経済は、平成27年に引き続き日銀のマイナス金利導入による低金利状態の下、英国のEU離脱や米国のトランプ氏大統領当選など予想外の出来事が多く起こったことで景気は軟調な動きを続けており、長崎の地域経済においても、依然として景気回復を実感するに至っておりません。

消費税の再増税延期や金融政策により、消費活動の低迷に歯止めをかける試みが続けられていますが、依然として消費水準は低く資金需要の回復には至っておりません。そのような現状の中、当組合は地域経済の変化に合わせ、中小事業者及び生活者の方々へ金融サービスを通じて活動を行って参りました。

そして、そうした厳しい経済環境の中、今後も地域の皆様へ満足の束を提供する為に必要な事は何かを考えた結果、当組合は来年1月末を目途に佐世保中央信用組合と合併を行うことを決断致しました。互いの強みを生かし、経営基盤を盤石なものとすることで、地域の皆様により質の高い金融サービスをご提供できると考えております。合併前後には何かとご不便をお掛けするかと存じますが、今までと変わらず「相互扶助と信用優財」の実現を目指し邁進していく所存ですので、何卒ご理解ご協力のほど宜しくお願い致します。

最後に、長崎県民信用組合は前身の佐世保市信用組合から数えて、平成29年3月に創立63年を迎えました。小規模金融機関ながら「コミュニティーバンク」として63年もの永きにわたりご愛顧頂きましたのも、偏に地域の皆様と多くの組合員の皆様のご協力の賜物と、深く感謝申し上げます。

新たな信用組合として形は変わりますが、今後も変わらずのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成29年7月

長崎県民信用組合
理事長 小 村 泰 久

目　次

あゆみ、トピックス ―― 1
概要、経営理念、経営姿勢、行動基準、人事理念 ―― 2
63期(平成28年度)経営環境・事業概況 ―― 3
リスク管理体制 ―― 4
リレーションシップバンキングについて ―― 6
個人情報保護宣言・利益相反管理方針・顧客保護等管理方針 ―― 8
反社会的勢力に対する基本方針 ―― 9
金融円滑化に関する情報開示 ―― 10
コンプライアンス(法令等遵守)体制、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ―― 12
総代会等に関する情報開示 ―― 13
組織図・役員一覧 ―― 14
業　績 ―― 15
「経営者保証に関するガイドライン」への対応 ―― 27
店舗・営業地区一覧、主要な事業の内容、手数料一覧 ―― 32
開示項目一覧 ―― 33

2017 DISCLOSURE

●あゆみ

1954年（昭和29年） 3月 佐世保市信用組合として佐世保市下京町にて創立
4月 開業　初代組合長　小浦総平就任
1956年（昭和31年） 7月 佐々支店開設
1957年（昭和32年） 2月 初代組合長　小浦総平死去
5月 二代目組合長　小村勇就任
1958年（昭和33年） 7月 潮見出張所開設　1959年7月支店昇格
1960年（昭和35年） 7月 北支店開設
1961年（昭和36年） 4月 大野出張所開設　1962 年7月支店昇格
1962年（昭和37年） 7月 日宇出張所開設　1963 年6月支店昇格
7月 御船出張所開設　1963 年6月支店昇格
1966年（昭和41年） 7月 波佐見支店開設
1967年（昭和42年） 9月 稲荷支店開設
1969年（昭和44年） 7月 大島町信用組合を合併し、大島支店開設
1970年（昭和45年）10月 相浦支店開設
1971年（昭和46年） 6月 平戸支店開設
10月 佐世保たばこ信用組合吸収合併により、早岐支店開設
1974年（昭和49年） 7月 松浦支店開設
1981年（昭和56年） 8月 大村信用組合を合併し、大村支店開設
名称を「長崎県民信用組合」に変更
1986年（昭和61年） 1月 二代目理事長　小村勇死去
1月 三代目理事長　小村隆太郎就任
1990年（平成２年） 2月 大島支店閉鎖
1994年（平成６年）12月 佐世保市松川町に本部機構集合移転（けんみんサービスセンター）
2001年（平成13年） 7月 執行役員制の導入
2003年（平成15年） 7月 市内5店舗(北、日宇、御船、稲荷、相浦)を預金店舗化
2005年（平成17年） 4月 2店舗(波佐見、松浦)を預金店舗化
2010年（平成22年） 2月 大野支店を佐世保市瀬戸越町より佐世保市田原町へ移転
2011年（平成23年） 6月 三代目理事長　小村隆太郎退任
6月 四代目理事長　小村泰久就任
12月 日宇支店、御船支店閉鎖
2012年（平成24年） 4月 執行役員制の廃止、部長制の導入
2014年（平成26年） 3月 創立60周年を迎える
2015年（平成27年） 1月 北支店、相浦支店閉鎖
2017年（平成29年） 4月 佐世保中央信用組合との合併に係る基本協定書を締結
5月 佐世保中央信用組合との合併契約書に調印
6月 総代会にて佐世保中央信用組合との合併契約書を正式に承認

平成29年4月14日 合併に係る基本協定書を締結
左より　佐世保中央信用組合　野田理事長
全国信用協同組合連合会　内藤理事長
当組合　小村理事長
（長崎新聞社提供）

●トピックス

1981年（昭和56年） 2月 IBMコンピュータ導入、自営オンライン移行
1985年（昭和60年） 9月 当座貸越商品「信用優財」発売
1991年（平成３年） 3月 土日祝祭日営業（相談業務のみ）開始
1992年（平成４年） 7月 多重債務者救済のための、セーブマネー相談開始
1997年（平成９年） 9月 「異常が正常」（けんみん経営方針書）自費出版
1998年（平成10年）11月 「長崎けんみん信組の新航路」ダイヤモンド社より出版
1999年（平成11年） 1月 郵貯とのATM　現金自動引出相互利用提携稼働開始
10月 郵貯ATM　入金システム提携稼働開始
11月 「介護FP貯金」（KFP 相談付）発売
2000年（平成12年） 4月 信用組合の監督機関が県の管轄から金融庁へ移行
10月 土日祝祭日窓口業務閉鎖（KFP相談業務は継続）
2002年（平成14年） 2月 組合員優遇定期預金「メンバーズ定期」発売
11月 ペイオフ対策定期預金「友定期」発売
2006年（平成18年） 1月 合理化、効率化、地震対策のため電算ホストコンピュータを沖縄県へ移設
2007年（平成19年） 2月 還暦を迎える方を対象とした「かんれき定期預金」発売
4月 保証協会付貸出金の取扱いを再開
12月 保証付個人ローン「はやわざ(速業)」発売
2008年（平成20年） 2月 保証付事業者ローン「商売繁盛」発売
2009年（平成21年） 2月 保証付事業者ローン「商（あきない）」発売
4月 保証付個人ローン「クレディセゾンローン」発売
8月 個人向け自動車ローン「けんみんオートローン」発売
2010年（平成22年） 4月 地域支援ローン「ぷちまね」発売
11月 教育資金ローン「あゆみ」、家電ローン「何電家電」、カーライフローン「運転名人」、介護支援ローン「まごころ」発売
2011年（平成23年） 6月 リフォームローン「住まいる」発売
2012年（平成24年） 8月 保証付個人ローン「チョイス」発売
10月 当座貸越商品「使い勝手ローン」発売
2013年（平成25年） 9月 60周年記念定期預金「感謝60」発売
10月 自動車ローン「感車60」、教育ローン「感舎60」発売
2014年（平成26年） 4月 日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結
5月 当座貸越商品「公務員カードローン」発売
2015年（平成27年） 2月 他社借り換え専用カードローン「スイッチエイト」発売
6月 定期預金「たまるくん」発売
定期積金「ふやす」「ふやす60」発売
10月 定期預金「つみきちゃん」発売
12月 保証付個人ローン「セットアッパー」発売
シルバー世代応援ローン「元気倶楽部」発売
2016年（平成28年） 1月 外部講師による事業所融資新規開拓研修会開始
7月 社内オンラインシステムSKC へ移行
2017年（平成29年） 1月 当座貸越商品「ガッツ」発売
4月 定期預金「リボン」発売

（平成29年6月16日第63期総代会の様子）

●概要

名　　称	／	長崎県民信用組合
略　　称	／	けんみん
所　在　地	／	長崎県佐世保市下京町８番 15 号
創　　立	／	昭和 29 年（1954 年）３月 13 日
出　資　金	／	1,177百万円
店　舗　数	／	9 店舗
職　員　数	／	98 人
組 合 員 数	／	49,897人
預 金 残 高	／	23,354百万円
貸出金残高	／	10,827百万円

平成29年3月31日現在

●経営理念、経営姿勢、行動基準、人事理念

経　営　理　念

”信用は財に優る”

経　営　姿　勢

一、地域の皆様とのふれあいの輪を広げます。
一、地域の皆様の豊かで健やかなゆとりある暮らしの実現のため、足を使い、労をいとわず取り組みます。
一、金融サービスの向上に努め、地域活性化の原動力として、地域の繁栄に貢献します。

行　動　基　準

一、顧客目線
一、Know Your Customers(顧客を知る)
一、正々堂々な生き方
一、チャレンジ
一、創意工夫
一、組織は人なり
一、シンプルこそベスト

人　事　理　念

社会に通用する人財の創出(豊かな感性を育む)

●63期（平成28年度）経営環境・事業概況

一　般　情　勢

平成28年度の外国為替市場の円相場は、年初の日銀のマイナス金利導入を受け、期首1ドル111円69銭で始まり、6月24日にイギリスの国民投票で予想外のEU離脱（Brexit）が選択されると、一時100円を割るところまで円高が進行しました。しかしその後11月のアメリカ大統領選挙で、これも予想外にトランプ氏の当選が決まると、同氏への期待から米国金利が上昇、117円93銭まで円安が進行しました。その後は徐々に円高ドル安へと向かい、平成29年4月には108～109円台まで円高となりました。
このような為替の環境の中、日経平均株価においては、中国の経済成長減速などの世界景気に対する懸念から期首16,164円で始まりました。その後、6月のBrexitで株価は大幅に下落し、一時年内最安値となる14,952.02円まで下落したものの、その影響は長くは続かず、1ヶ月ほどで16,500円前後の水準まで戻ることとなりました。その後11月のトランプ氏当選により株価は急上昇し、19,041円で年末を向かえましたが、トランプ氏への期待の希薄化や、北朝鮮のミサイル発射、アメリカのシリア攻撃などの地政学リスクから株価は低迷し、4月には18,000円前半まで引き下がりました。
一方国内金利相場は、マイナス金利の導入により低い水準にあり、6月のBrexit時には20年国債金利も0.02%まで引き下がりましたが、1年を通してみると、水準を変える場面はありましたが、日銀のイールドカーブコントロール（YCC）に端を発する日銀管理により軟調な動きを続けました。
このように平成28年度中の金融経済環境は、予想外の出来事が多く続き景気変動が激しいものでした。年度末株価は2年ぶりに上昇するなど、景気回復の兆しは依然としてあるものの地方における景気回復感は依然として乏しい状況と思われます。本土最西端である長崎県の地域経済においてもまだ景気回復を実感できる状況ではありませんが、当組合の最大の使命であります「相互扶助の実現」を目指し、組合員の生活安定を今後とも図る所存であります。

預　　金

預金につきましては、相続による流出や他行への預替え、運用投資やリフォームなどを理由に、定期性預金は前年比で3億7百万円、流動性預金は前年比で71百万円減少し、預金総額では、3億78百万円の減少（下落率1.59%）となりました。

貸　出　金

「貸出金増加活動」につきましては、新規先の開拓を目的とし従来から発売していた商品である目的ローン（教育資金、自動車関連資金、リフォームローン）、一昨年発売を開始した創立60周年記念商品（「感車60」、「感舎60」）に加え、新たに保証付カードローン「ガッツ」を発売しました。それをPRする活動として、役職員による各種チラシや申込書のポスティング活動や路線バスの車外後方及び側面の看板によるPR活動、新聞での広告掲載などを行いました。
積極的なPR活動等を行ったものの、貸増目標達成率は65.85%と目標未達成であり、大口貸出先の償還もあったことで、貸出金残高は対前年比で9億62百万円減少する結果となりました。

有　価　証　券

市場経済の不安定さを懸念し、今年度は運用の中心を債券におき、拡大していた投資信託での運用を縮小するものとしていましたが、マイナス金利の導入による金利低迷により収入が減少し、またイギリスのEU離脱やアメリカのトランプ大統領の就任という予想外の出来事から損切りが発生したため、余資運用収益総額（預け金利息収入、有価証券利息配当金及び売却損益の合計額）は37百万円となり、達成率は22.60%という結果となりました。
なお、平成28年度末の有価証券残高は15億84百万円となっております。

組合員・出資金

組合員数については、組合員の高齢化による口座整理に係る脱退や、相続の発生、地区外転居、移転等による法定脱退もあり減少となりました。
出資金残高については前期より引き続き自己資本の充実という面で組合員の皆様に増資のご協力をいただいたものの、地区外移転等による法定脱退等による減少要因もあり、対前年比約2百万円の減少となりました。

当期利益・配当・自己資本

当期利益は38百万円の損失となり、未だ繰越欠損金は解消していないため、今年度も無配当とさせていただきました。
なお自己資本比率につきましては、前述の通り当期利益が38百万円の損失となったため、対前年度比は0.02ポイント下落し、8.06%となりました。尚、国内基準である4%は大幅に上回っております。

●リスク管理体制

リスク管理に対する基本方針とリスク管理体制

金融の自由化や国際化等の進展により金融機関業務はますます多様化・複雑化し、それに伴い様々なリスクが拡大・顕在化してきております。当組合では自己責任原則に基づいた健全経営を実現するためにリスク管理が最重要経営課題のひとつであると認識し、総合的なリスク管理体制の充実に努めております。

更なるリスク管理体制の充実を目指し、平成17年7月より副理事長を委員長（現在は理事長が委員長）とする「リスク管理委員会」を発足させ、また平成18年4月よりリスク管理を専門的に行う部署として「リスク管理センター(現在は総務部が担当)」を設けて、以下に述べるリスクが経営に及ぼす影響を分析するなど、リスク管理の強化に努めております。

信用リスク管理と審査体制

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことです。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最も重要なリスクであると認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の５原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務を普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員の理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。

当組合では、信用リスクを計測するため、与信金額、予想デフォルト率、予想回収率のデータを整備し、信用リスク管理に活用できるよう検討しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。更に経営陣による各種委員会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上のような相互牽制機能、経営陣による審議に加え、与信監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額に貸倒実績率を乗じて算出しております。また個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保等を除いた未保全額に貸倒実績率(実質破綻先及び破綻先の場合は100%)を乗じて算出しております。

なお、自己査定の結果については監査法人の調査、指導を受けるなど、貸倒引当金の適正な計上に努めております。

市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や為替相場、債券・株式相場の変動により保有する資産の価値が変動し、損失が発生するリスクのことです。

当組合が保有する資産価値の変動に関しては、保有する有価証券の時価の変動を総務部において定期的に把握し、特に時価の変動の大きい場合は理事会及び常務会へ報告し対応策を検討する体制としております。

なお、保有する有価証券についてはリスク・リミット、ポジション枠を理事会で定めており、リスク・リミットに抵触、もしくはポジション枠を超過した場合は常務会に報告し対応策を検討する体制としております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場からの調達能力の低下、流動性確保不足等により必要な資金が確保できないリスクや、市場の混乱等により市場取引が円滑にできず、それに伴って損失が発生するリスクのことです。

当組合の資金繰り管理については、市場動向に注視しつつ関係各部と営業店間の連絡を密にし、日次、月次での資金動向の把握に努めております。また、危機管理対策として、万一の資金逼迫時を想定し緊急事態にも金融市場でいつでも資金調達ができる体制を整えております。

オペレーショナルリスク管理（事務リスク、システムリスク）

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「事務リスク管理方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

システムリスクについては、「セキュリティーポリシー」などに基づき、管理すべきリスクの所在、種類などを明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、リスク管理委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

リスク管理体制と当組合の担当部署

平成29年７月１日現在

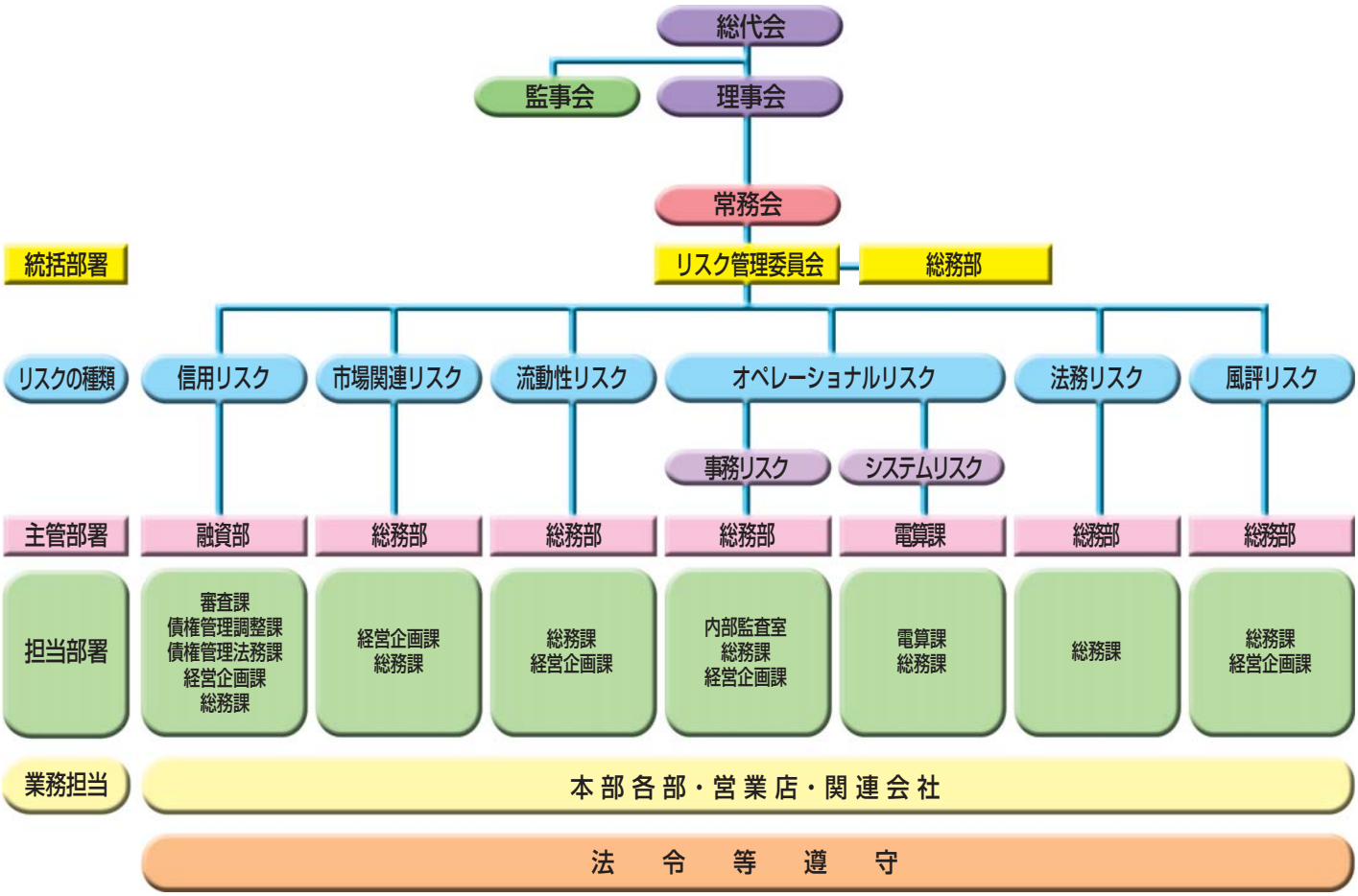

●リレーションシップバンキングについて

当組合の地域貢献に関する情報開示

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況

1．「地域密着型金融推進計画」を策定

長崎県民信用組合では、金融庁より公表された「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、平成 28 年度の「地域密着型金融推進計画」を策定しました。

（1）基本的な考え方

当組合の地域金融機関としての役割は、地域の生活者や生業者への金融事業を通じて安全、安心、希望を与え、明るい健全な社会を築く事であると認識しております。
当組合は、個人生活者及び零細事業者（生業者）を中心とした地域社会の方々へ「相互扶助の実現」の理念を掲げ、金融サービス及びリレーションシップに基づく将来の生活設計、事業設計にかかるＫＦＰ（健康ファイナンシャルプランニング）を通じて地域貢献を果たしてまいりました。
今後も個人生活者及び零細事業者（生業者）を中心とした地域社会の方々（特に組合員）への金融サービスやＫＦＰを通じて、地域の方々の生活の安定が図られるよう活動を継続します。

（2）事業再生・中小企業金融の円滑化

当組合は地域と一体となった生活者の生活の安定、生活資金繰りの再構築を目指した活動を中心に行っております。
【主な活動内容及び結果】

① 当組合の全営業区域の皆様へ債務改善の周知活動としてポスティング活動を実施し、相談に見えられた皆様に金融サービス及びＫＦＰ相談を行い、相談者の生活の安定が図られる活動を行っております。また、当組合取引先の内、中小企業再生支援協議会及びメインバンク主導で事業再生計画が提示された先に関しても、条件変更等を実施しており、事業再生が必要なお客様に向けた適切な支援等を行っております。個人のお客様の中で、任意整理や過払金請求等を利用した先及び改正貸金業法完全施行での総量規制による再借入が出来ず、資金繰りが逼迫した状況の先にセーフティネット的役割を果たすべく相談での対応を行っております。
② 司法書士や弁護士との提携を行い、過剰債務、多重債務に苦しむ地域の生活者へ FP（ファイナンシャルプランニング）の手法を駆使して問題解決型融資業務を行っております。
③ 事業資金については、平成 19 年度より保証協会付融資を再開するなど、より円滑に中小企業に適した資金供給を行える体制を整えております。その実績として平成 20 ～ 27 年度 11 件 3,320 万円、平成 28 年度 8 件 3,543 万円の保証協会付融資の取組みを行っており、その他各地の商工会議所からの紹介による取組みも行っております。また事業の円滑な資金繰り対応の他、中小企業の事業主及びその従業員に向けて事業に専念できるよう、事業資金以外の他社債務の是正、ライフイベント資金の提供も積極的に行っております。なお、政策金融公庫との契約を締結し、協調融資や斡旋を行う事とし、事業者への資金協力の円滑化を行っております。

上記①、②、③のとおり、当組合は地域と一体となった生活者の生活の安定、生活資金繰りの再構築を目指した活動を中心に行っております。

（3）経営力の強化

リスク管理体制の充実、収益管理体制の整備と収益力向上、法令等遵守体制の取組姿勢を強化しました。
【主な活動内容及び結果】

① リスク管理体制を構築する為、平成 17 年にリスク管理委員会を設置し、この委員会の中で、現状の諸リスクを総合的に管理する仕組みを構築しております。リスク管理委員会が定期的または必要に応じて開催、運営される事で、現状のリスク管理体制がより強化されました。
② 理事者主催のコンプライアンス研修会を職員向けに開催しました。
また職員の法令等遵守の意識を高めることを目的として全職員がコンプライアンスオフィサー２級の検定試験を受験することとしました。受験を開始した平成 18 年 6 月からこれまでに、職員 98 名のうち 84 名が合格しております。
以上のような活動を通じて法令等遵守に関する取組み姿勢が強化されました。

（4）地域の利用者の利便性向上

地域の生活者や生業者への金融サービス及びＫＦＰ（健康ファイナンシャルプランニング）を通じて地域の方々の生活の安定が図られる活動を継続実施中であります。
【主な活動内容及び結果】

① 各市町村との業務連携により相談窓口へ担当者を派遣しております。
② 「金融機能の不正利用の防止」については利用者の安心の確保に向けて、金融機能が不正に利用されることを防ぐ為、本人確認の徹底と高額資金の送金時に使途をお尋ねしております。また、振り込め詐欺防止の為に窓口での注意喚起等を実施しております。
振り込め詐欺被害者救済法に基づき、金融機関相互間での連絡や書面送付等を行う部署及び被害者からの被害申出に係る受付窓口である「連絡・受付窓口（振り込め詐欺等の被害に関する担当窓口）」を総務課に設置しました。（当組合のホームページにも掲載しております。）
また振り込め詐欺撲滅の対策として、犯罪防止の観点からＡＴＭコーナーでの携帯電話の使用を自粛する旨のポスターを掲示し、顧客へ注意喚起を行っております。
「偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳による預金の不正な払い出し防止」については平成 20 年 5 月にＡＴＭ機を更新し、ＡＴＭ機にて暗証番号の変更ができるようシステム変更を行いました。
またＡＴＭコーナー等を定期的に巡回する等、警備日誌を作成し、不審物の発見撤去等、不正利用の防止に努めております。
「反社会的勢力による被害の防止」については、コンプライアンス研修会時に確認し、対応等に関して周知徹底を行っております。
③ 「金融ＡＤＲ制度」創設にあたり、当組合の対応としては、平成 22 年 10 月 1 日より、「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について」を店頭のパンフレット及びホームページで公表しており、お取引に係る苦情等をお受けしておりますのでお気軽にお申出ください。
（詳細につきましては店頭のパンフレット又はホームページをご覧ください。）

【当組合へのお申出先】
「お取引先店舗」または「総務部」
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号　緯 0956-23-2111
受付時間：午前9:00～午後5:00（ただし、当組合の休業日を除く）

（5）進捗状況の公表

経営改善支援の取組実績については半期ごとにとりまとめた上でディスクローズ誌にて公表します。諸施策進捗状況の詳細については、各営業店舗備え付けの「地域密着型金融推進計画書」（要約）をご覧ください。

2．創業支援・新事業支援、地域活性化取組

創業支援及び新事業支援に関しては、営業統括課及び各営業店にて対応し、創業・新事業に対して適切なアドバイスを行う体制を整えております。また、平成 26 年 4 月に日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結し、協調融資を行う体制を整えております。
創業・新事業の成長段階に応じた適切な支援を行った先の実績としては、平成 21 ～ 27 年度 7 件 1 億 6,320 万円、平成 28 年度 2 件 3,870 万円の融資を実行しました。また日本政策金融公庫との協調融資を行った先の実績については、平成 25 年度に創業支援として 1 件 250 万円、二次創業支援として平成 25 ～ 27 年度 6 件 4,500万円、平成 28 年度 1 件 1,000万円の融資を実行しました。地域活性化に関しましては、佐世保市中心部の都市再開発事業に対してご協力の取組を行いました。

3．事業再生支援

事業再生支援については、現在実績はありませんが、当組合取引先の内、中小企業再生支援協議会及びメインバンク主導で事業再生計画が提示された先についても、条件変更等を実施しており、事業再生が必要なお客様に向けた適切な支援等を行っております。
支援体制としては、民事調停等の活用により再生支援を行います。

4．取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

各営業店の各担当者に地区別で顧客を割り振り、専任させる事により、各種相談を受け付けやすい環境となりました。

5．経営改善支援の取組実績

【平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月】

（単位：先数）

		期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定した先数 δ	経営改善支援取組率 α／A	ランクアップ率 β／A	再生計画策定率 δ／A
正常先	①	823	0		0	0	0.0%		－
要注意先 うちその他要注意先	②	102	0	0	0	0	0.0%	－	－
要注意先 うち要管理先	③	68	0	0	0	0	0.0%	－	－
破綻懸念先	④	30	0	0	0	0	0.0%	－	－
実質破綻先	⑤	40	0	0	0	0	0.0%	－	－
破綻先	⑥	12	0	0	0	0	0.0%	－	－
小計（②～⑥の計）		252	0	0	0	0	0.0%	－	－
合計		1,075	0	0	0	0	0.0%	－	－

（注）・期初債務者数及び債務者区分は 28 年 4 月当初時点で整理する。
・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含まない。
※経営改善支援取組み先の定義については、これまでと同様ですが、詳細については下記の「経営改善支援取組み先の定義について」を参照願います。
・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載する。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従って整理する。
・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載する。
・みなし正常先については正常先の債務者数に計上する。
・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「ＲＣＣの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

○ 経営改善支援取組み先の定義について

経営改善支援取組み先とは、平成 15 年 6 月 20 日付金監第 2059 号「「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の提出について」等において示しているとおり、取引先企業（個人事業主を含む。なお、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。）のうち、通常の融資管理の強化等に止まらず、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし（注 1）、例えば、下記のような取組みを行っている先をいう。
なお、下記の例のほか、金融機関が債務者への経営改善支援を実施したことが明確に判明するものであれば、経営改善支援に含めて構わない。

①当組合がコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・Ｍ＆Ａ等の助言を行った取引先
②当組合から人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先
③当組合が紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先
④プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）（注 2）及び私的整理ガイドライン手続きの中で再生計画等の策定に関与した取引先
⑤企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先
⑥企業再生に当たり、デットエクイティスワップ（ＤＥＳ）、ＤＩＰファイナンス等の手法を活用した取引先
⑦「中小企業再生型信託スキーム」等ＲＣＣの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先
⑧中小企業再生支援協議会等と連携し当組合が再生計画の策定に関与した取引先

（注 1）位置付けを明確にするとは、各金融機関がその経営の実態に応じて、例えば、①経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先とする、あるいは、②本部と営業店が連携して支援を行うこととしている対象先等、経営改善支援の対象であることについて客観的な裏付けがある先とする。単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改、回収強化等は経営改善支援取組み先には含めない。
（注 2）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権行使をしたに過ぎない場合は含まれない。

●個人情報保護宣言・利益相反管理方針・顧客保護等管理方針

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当組合では、個人情報保護宣言を当組合のホームページに掲載するとともに、各営業店の窓口に掲示しております。
個人情報保護宣言の詳細については下記の当組合のホームページにてご確認ください。
また当組合は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当組合の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当組合総務部までご連絡ください。

利益相反管理方針

1．お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程（以下「法令等」といいます。）を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、「当組合または当組合のグループ会社（以下「当組合等」といいます。）」の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用しまたは利用しようとされる方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2．お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合等とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等及び本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3．利益相反管理の対象となる取引（対象取引）と特定方法

利益相反とは、当組合等とお客様の間、及び、当組合等のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。
当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

① お客様の不利益のもとに、当組合等が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること

また、お客様との取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括者である総務部により、適切な特定を行います。

4．利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

（1）お客様の不利益のもとに、当組合等が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
（2）お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
（3）お客様から入手した情報を不当に利用して当組合等または他のお客様の利益を図る取引

5．利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署（総務部）を設置し、利益相反管理に係る当組合等全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定及び管理を一元的に行い、その記録を保存します。
対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせて講じることにより、利益相反管理を行います。
また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性及び有効性について定期的に検証いたします。

（1）対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
（2）対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
（3）対象取引またはお客様との取引を中止する方法
（4）対象取引に伴い、お客様の不利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6．利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社の範囲は、当組合及び以下の会社を指すものとします。

・株式会社KFPパートナーズ

以上につき、ご不明な点がございましたら、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までご連絡ください。

【個人情報、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針に関するお問合せ窓口】
長崎県民信用組合　総務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
緯 0956-23-2111　0120-32-0892　FAX 0956-22-3451
（受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く）
<URL> http://www.kfp-kenmin.co.jp

●個人情報保護宣言・利益相反管理方針・顧客保護等管理方針

顧客保護等管理方針

1．お客様保護のための基本方針
当組合は、法令、諸規則、諸規定（以下「法令等」といいます。）を遵守して誠実かつ公正な事業を遂行し、当組合の商品・サービス（以下「商品等」といいます。）を利用しまたは利用しようとされる方（以下「お客様」といいます。）の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

2．お客様への説明について
当組合は、法令等を遵守して、お客様への説明を要するすべての商品等について、お客様の取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

3．お客様からのご相談・苦情等の対処について
当組合は、お客様からのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客様の正当な利益を公正に確保して、もって当組合の事業についてお客様のご理解が得られるように努めます。

4．お客様の情報管理について
（1）当組合は、お客様の情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な利用なく、当組合がお客様にお示しした利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供は行いません。
（2）当組合は、お客様の情報の正確性の維持に努めるとともに、お客様の情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全措置を講じます。

5．当組合の業務を外部委託する場合におけるお客様情報の取扱やお客様への対応について
当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客様の情報及びお客様への対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。
なお、お客様からのご相談・苦情等については、当組合の各営業店のほか、下記のお問合せ窓口までお申し出ください。

●反社会的勢力に対する基本方針

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の介入に毅然として立ち向かい、断固排除するとともに、金融機関としての社会的責任と公共的使命を果たし、地域の皆様から信頼される公正で健全な組合を目指すとともに以下の基本原則を遵守します。

1．反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応します。
2．反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全を確保します。
3．反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携体制を構築します。
4．反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
5．反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
6．いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。
7．反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

【反社会的勢力に対する基本方針に関するお問合せ窓口】
長崎県民信用組合　総務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
緯 0956-23-2111　0120-32-0892　FAX 0956-22-3451
（受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く）
（URL）http://www.kfp-kenmin-co.jp

●金融円滑化に関する情報開示

中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

中小企業金融円滑化法は平成25年3月末に期限を迎え、同法の期限到来後においても、当組合のお客様への対応方針が変わることはありません。
金融円滑化基本方針を全役職員に周知徹底し、引き続き組織をあげて、なお一層の金融円滑化に取り組んでまいります。
なお、今後も地域金融機関としてきめ細かな利便性の高いサービスを提供することにより、地域社会の向上に取り組んでまいります。

○お客様からの資金に関するご相談やご融資条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様が抱えている問題・課題を十分に把握した上で、その解決に努めてまいります。
○貸付の条件変更等のお申込に際しては、他業態も含め関係金融機関と十分連携を図りながら、円滑な資金供給とお客様の経営改善に向けた取組みへの支援を積極的に行ってまいります。
○お客様の抱えている問題・課題に対しては、お客様の立場に立ち最適な解決策のご提案が出来るよう、コンサルティング機能の発揮に努めてまいります。

平成25年2月8日
長崎県民信用組合

金融円滑化への取組みについて

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要

長崎県民信用組合（理事長　小村　泰久）は、お客さまへの円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に取り組んでおります。
昨今の厳しい経済情勢等に鑑みると、お客さまへの資金供給をはじめとする金融円滑化について、着実に実行していく必要があると認識しております。
こうした情勢を受けまして、今般金融円滑化に向けた基本方針を制定しましたので公表いたします。
「資金調達」に加え「経営支援」というお客さまのニーズにお応えすべく、各営業店に取引先企業に対する専任担当者を置き、経営相談が行えやすい環境を整備しております。
また、金融庁より公表されました「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を踏まえまして、お客さま本位の姿勢でお客さまからのご相談等には親身な対応を心掛けてまいります。

平成25年4月1日
長崎県民信用組合

金融円滑化の基本方針

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要

① お客さまへの円滑な金融は当組合の最も重要な社会的役割の一つであり、お客さまからのお借入れのお申出やお借入れの弁済負担軽減等に関わるご相談等には親身な対応を心がけ、可能な限りお客さまのご要望に沿うよう努力致します。
② 与信判断に当たっては、決算内容や業種等のお客さまの外形的な事実だけではなく、経営実態や特性をきめ細かく検討する等、個別企業や個人の実情に応じた的確な融資判断・条件検討を行います。
③ お客さまからのお借入等のお申出に際しては信用保証協会の保証制度等を十分に検討致します。
④ お客さまからのお申出事項に対しては、お客さま本位の姿勢で契約内容や結論に至った理由・経緯を可能な限り丁寧に説明致します。
⑤ お客さまにとって必要と判断した場合には、可能な限り経営指導・助言を行うよう努めます。
⑥ お客さまからのご照会・ご相談・ご要望・苦情等については適正な対応に努めます。
⑦ お客さまからのお借入れの弁済負担軽減等に関わるご相談等に際しては、他の金融機関とのお取引状況等を丁寧に伺い、可能な限り把握した上で適切に対応致します。

【金融円滑化に関するお問合せ窓口】
長崎県民信用組合　総務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
緯 0956-23-2111 0120-32-0892　FAX 0956-22-3451
（受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く）

金融円滑化に向けた体制整備

第２　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

【組織体制】
【金融円滑化管理責任者】：【管理担当理事】
「主な役割」：担当部署よりの報告を確認し、常務会へ報告を行う。その結果、必要な指示を担当部署へ行う。
【金融円滑化担当部署】：【統括部署：融資部、管理部署：経営企画部】
【金融円滑化担当者】：【融資部部長】【経営企画部部長】
「主な業務内容」
① 金融円滑化が適切に行われるよう適切な指導（円滑化の推進等）の実施及び管理を行う。
② 金融円滑化管理規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な指導を実施する。
③ 報告・開示
◎各部署よりの報告（条件変更状況等）を受け分類・整理の上で、管理責任者（担当理事）へ金融円滑化の状況を定期的（半期毎）に報告を行う。
◎監督官庁への報告を行う。
◎必要な内容の開示を行う（または経営企画部（ディスクローズ誌）・総務部（ホームページ）へ開示を依頼する）
④ 関係部署との連携
◎信用リスクを担う各部署（融資部）及び顧客保護等管理関係部署（総務部）との連携を図り、金融円滑化が適切に行われる組織体制の確保に努める。
⑤ 研修
◎研修（外部・内部）の企画・実施支援。

第３　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

◎問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応は、以下の対応窓口及びそのフォローを統括部署で行う体制であります。またその内容に関しては、従来より定められております「コンプライアンス･マニュアル」の「苦情及び要望その他の記録票」によって、統括部署より本部関係部署・理事への回付と担当理事より常務会での報告、その改善等に関しての指示等が行われる体制となっております。
【統括部署：総務部】
【対応窓口：各営業店担当者】

第４　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

◎経営支援・営業支援等の体制としては、営業統括部を設置しております。各営業店では各取引先に担当者を配置し、経営支援・営業支援等を行う体制としております。
【統括部署：営業統括部】
【対応窓口：営業統括部事業支援の各企業の担当者及び営業店ＫＦＰ相談担当者】

※補　足

【各部署の役割の確認】

円滑な資金供給、経営支援・営業支援、お客様への適切な説明、問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応に関しては、各対応窓口にて適切に対応を行う事としております。また、対応窓口のフォロー等を統括部署にて行う体制であります。

◎円滑な資金供給
　対応窓口：営業統括部担当者・営業店ＫＦＰ相談担当者　（統括部署：営業統括部）
◎経営支援・営業支援
　対応窓口：営業統括部担当者・営業店ＫＦＰ相談担当者　（統括部署：営業統括部）
◎お客さまへの適切な説明
　対応窓口：営業統括部担当者・営業店ＫＦＰ相談担当者　（統括部署：営業統括部）
◎問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応
　対応窓口：各営業店担当者　（統括部署：総務部）

金融円滑化管理体制

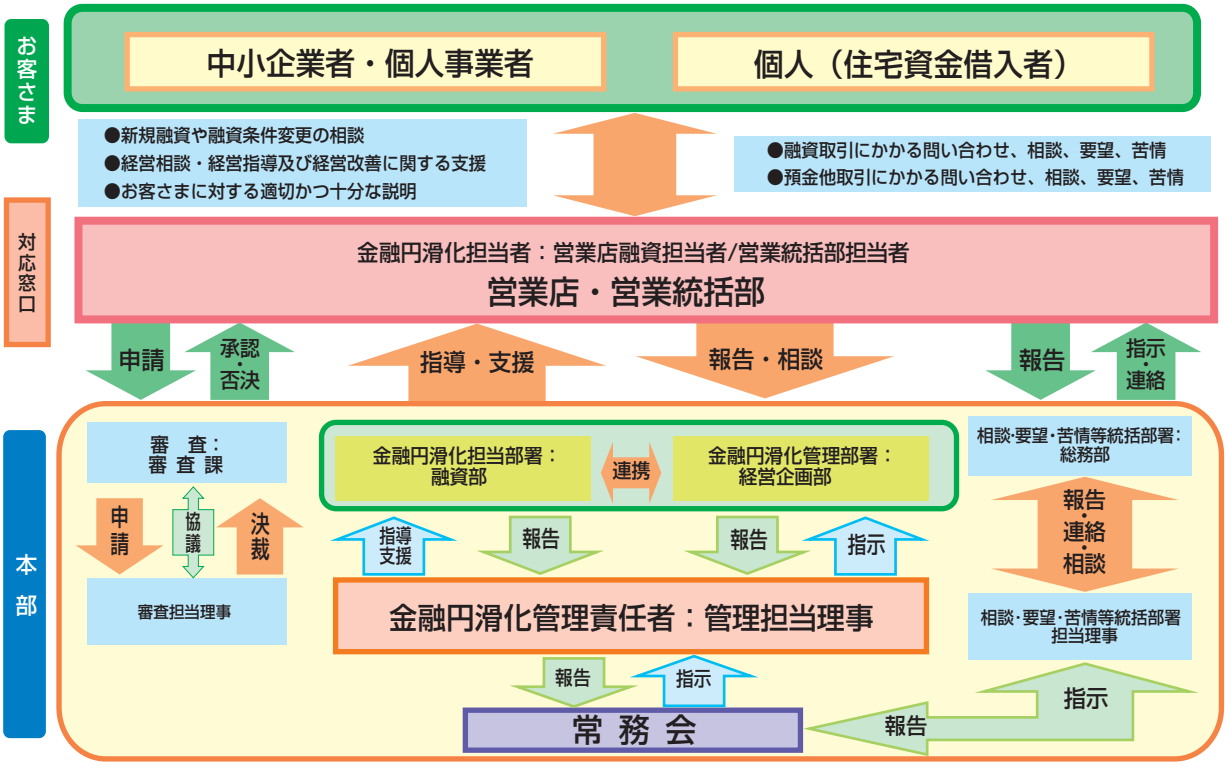

第５　中小企業者のお客様からお受けした貸付条件変更等の取組み状況
　　貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の先数

	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	89	98	112	123	138	146	160	183
うち、実行に係る貸付債権	85	94	108	119	134	142	156	179
うち、謝絶に係る貸付債権	4	4	4	4	4	4	4	4
うち、審査中の貸付債権	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、取下げに係る貸付債権	－	－	－	－	－	－	－	－

※中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日を以って終了しましたが、同法が施行された平成21年12月4日以降にお受けした申込に対する取組み状況を記載しています。

第６　住宅ローンご利用のお客様からお受けした貸付条件変更等の取組み状況
　　貸付条件変更等の申込みを受けた貸付債権の先数

	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末	平成28年9月末	平成29年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	4	4	6	7	8	9	11	11
うち、実行に係る貸付債権	4	4	6	7	8	9	11	11
うち、謝絶に係る貸付債権	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、審査中の貸付債権	－	－	－	－	－	－	－	－
うち、取下げに係る貸付債権	－	－	－	－	－	－	－	－

※中小企業金融円滑化法は平成25年3月31日を以って終了しましたが、同法が施行された平成21年12月4日以降にお受けした申込に対する取組み状況を記載しています。

●コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンス(法令等遵守)体制について

信用組合は、高い公共性を有し、地域における協同組織の金融機関として

① 中小零細企業及び勤労者の資金の円滑化に寄与し、
② 組合員の経済的地位の向上に資し、
③ ひいては地域(業域・職域)の各社会の発展に貢献し、地域社会の組合員等の幸せづくりに奉仕する。

ことを目的として地域社会の発展のために尽力してまいりました。
こうした社会的使命と責任を全うする金融機関として、地域社会の負託に応え、これまで以上の揺るぎない信頼を確立するために、信用組合の倫理綱領として下記項目を定めております。

1. 信用組合の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. きめ細かい金融サービス等の提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営
4. 反社会的勢力の排除
5. 経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実

当組合が協同組織金融機関の一員として地域社会に信頼されるためには、高い企業倫理と法令の遵守等、社会の一員としてのルールを守ることは当然の責務であり、いささかも社会から批判を受けることのないように努めていかなくてはなりません。
そのための具体的な取り組みとしては、まず役職員の法令等遵守の基本的行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し全役職員に配布しております。
また、本部・営業店にコンプライアンス責任者を配置するとともに各役職員の具体的な実践目標として毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、計画の着実な実行に取り組んでおります。

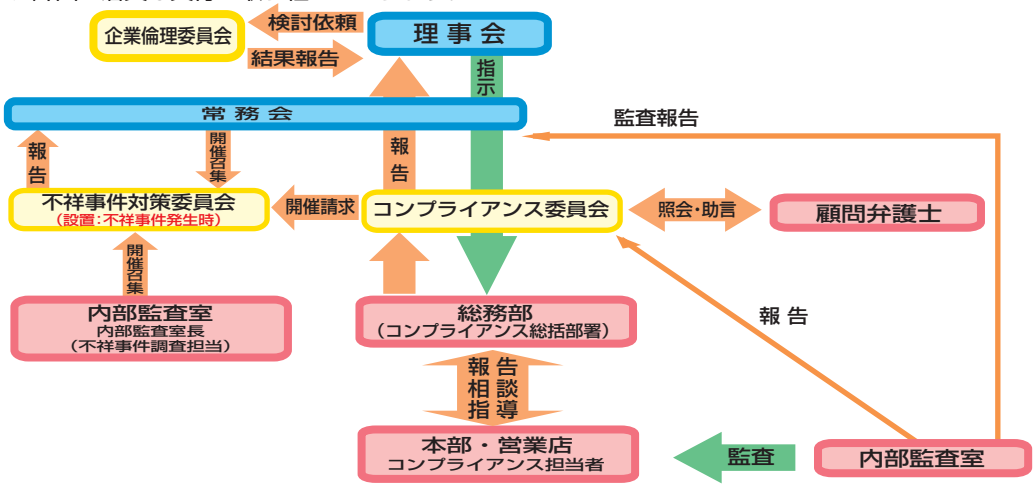

●苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。
なお、苦情等対応手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

【苦情処理措置に関するお問合せ窓口】
長崎県民信用組合　本部　総務部
〒857-0804　佐世保市松川町１番19号
緯 0956-23-2111　0120-32-0892　FAX 0956-22-3451
(受付時間9：00～17：00　ただし、当組合の休業日を除く)

紛争解決措置

東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3581-2249）、天神弁護センター（電話：092-741-3208）、北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）、久留米センター（電話：0942-30-0144）で紛争の解決を図ることが出来ます。
ご利用を希望されるお客さまは、上記長崎県民信用組合総務部またはしんくみ相談所までお申し出ください。
また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも出来ます。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

【紛争解決措置に関するお問合せ窓口】
一般社団法人 全国信用組合中央協会　しんくみ相談所
住所：〒104-0031　東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）
緯 03-3567-2456
(受付時間9：00～17：00　ただし、協会の休業日は除く)

仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳でありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

●総代会等に関する情報開示

総代会の仕組みと機能について

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。
その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。
当組合の組合員数は５万名余と、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて法令に基づく“総代会”制度を採用しております。
総代会は、総会と同様に組合員一人一人の意見が組合の経営に反映されるよう、組合員の中から選出された総代で構成・運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算、定款変更、取引業務の決定、理事・監事の選挙など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。
総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款及び総代選挙規定に基づき、公正な手続きを経て選出されます。
総代会の開催につきましては、毎年６月に通常総代会を、また必要に応じて臨時総代会を開催します。

第63期通常総代会の決議事項

第１号議案：平成28年度事業報告・貸借対照表・損益計算書
　　損失処理案承認及び附属明細書報告の件
第２号議案：平成29年度事業計画、収支予算設定の件
第３号議案：借入金の最高限度額承認の件
第４号議案：佐世保中央信用組合との合併契約書締結承認の件
第５号議案：定款の一部変更承認の件
第６号議案：役員改選の件
第７号議案：合併に伴う推薦役員選任の件

総代の任期と定数

（１）総代の任期は３年です。
（２）総代の定数は100人以上115人以内と定款に規定されております。
なお、当組合は地区（選挙区）を２つの区に分け、総代の選出を行っております。
地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。

総代の選挙区別定数と総代数

（平成29年6月30日現在）

選挙区	第１区				第２区	
所轄店舗	本店、稲荷支店、波佐見支店、早岐支店、大村支店				大野支店、佐々支店、平戸支店、松浦支店	
総代氏名	青木　雄太郎　①	飯塚　邦雄　⑦	石井　正剛　⑦	石田　正孝　②	青井　哲夫　①	梅林　琢磨　⑨
	井関　稔　②	板井　智志郎　⑦	今井　薫　⑩	岩永　幸雄　⑤	上村　幸四郎　①	神谷　治雄　②
	内川　明彦　⑤	梅田　実　①	浦　正憲　⑦	浦山　政信　⑨	荏原　薫　⑤	北村　巌　③
	太田　龍夫　㉑	小楠　喬久　⑧	越智　和博　⑩	貝原　信義　⑥	神谷　雄二　②	小林　諭　⑤
	柿本　典雄　②	川田　喜敬　⑨	北島　政和　⑧	北原　輝治　①	小林　健治　③	白川　亘宏　④
	黒石　康寛　⑦	桑原　良信　⑧	香田　一雄　⑥	郡　康仁　⑩	城　邦男　⑧	寺崎　俊男　⑨
	古賀　和義　⑧	小玉　泰磨　⑫	近藤　真治　②	佐藤　隆士　②	早田　健太　①	中川　辰巳　③
	芹野　州明　⑭	外間　広志　⑧	曽和　輝正　⑤	高木　啓一郎　⑦	富着　忠政　④	中島　幸輔　②
	田代　博之　⑦	田中　和之　④	田中　幸信　③	谷口　弦二郎　⑨	中倉　千恵子　②	中野　隆保　①
	辻口　千津子　⑤	富永　保道　⑦	○○　○○　⑤	永尾　高宣　①	中田　仁司　⑨	中村　勝美　⑥
	永見　敏郎　⑧	中山　親　⑤	西村　正一郎　⑧	野田　洋市　①	中野　浩　⑨	福田　幸親　③
	八谷　尚範　⑥	藤井　大和　⑧	○○　○○　⑲	佛坂　健　⑭	前川　清春　③	前川　俊二　⑧
	古川　健治　⑦	○○　○○　⑦	古殿　久師　⑦	堀内　誠二郎　⑤	松尾　英機　⑧	松﨑　善介　②
	増田　貴光　①	松尾　譲二　③	○○　○○　②	○○　○○　⑦	松永　孝　②	朏　由典　③
	水上　哲郎　⑧	溝上　和彦　㉑	峯　芳隆　⑦	村瀬　公一郎　⑧	宮崎　大二郎　③	宮崎　博見　③
	森　和雄　⑧	森岡　浩一　⑥	八木　順平　②	山城　健二　④	森下　栄二　⑧	山下　千津　⑥
	山田　和彦　③	山本　敏隆　⑩	吉田　豊臣　⑨	吉野　英樹　①	東　義治　⑭	

※総代氏名は、五十音順、敬称略で記載しております。氏名後ろの数字は就任回数です。
※氏名開示の同意を得られない総代に関しては、「○○　○○」と表示しております。

選挙区	第１区	第２区	合計
定数	66~73名	34~42名	100~115名
総代数	68名	33名	101名

●組織図・役員一覧

平成29年7月1日現在

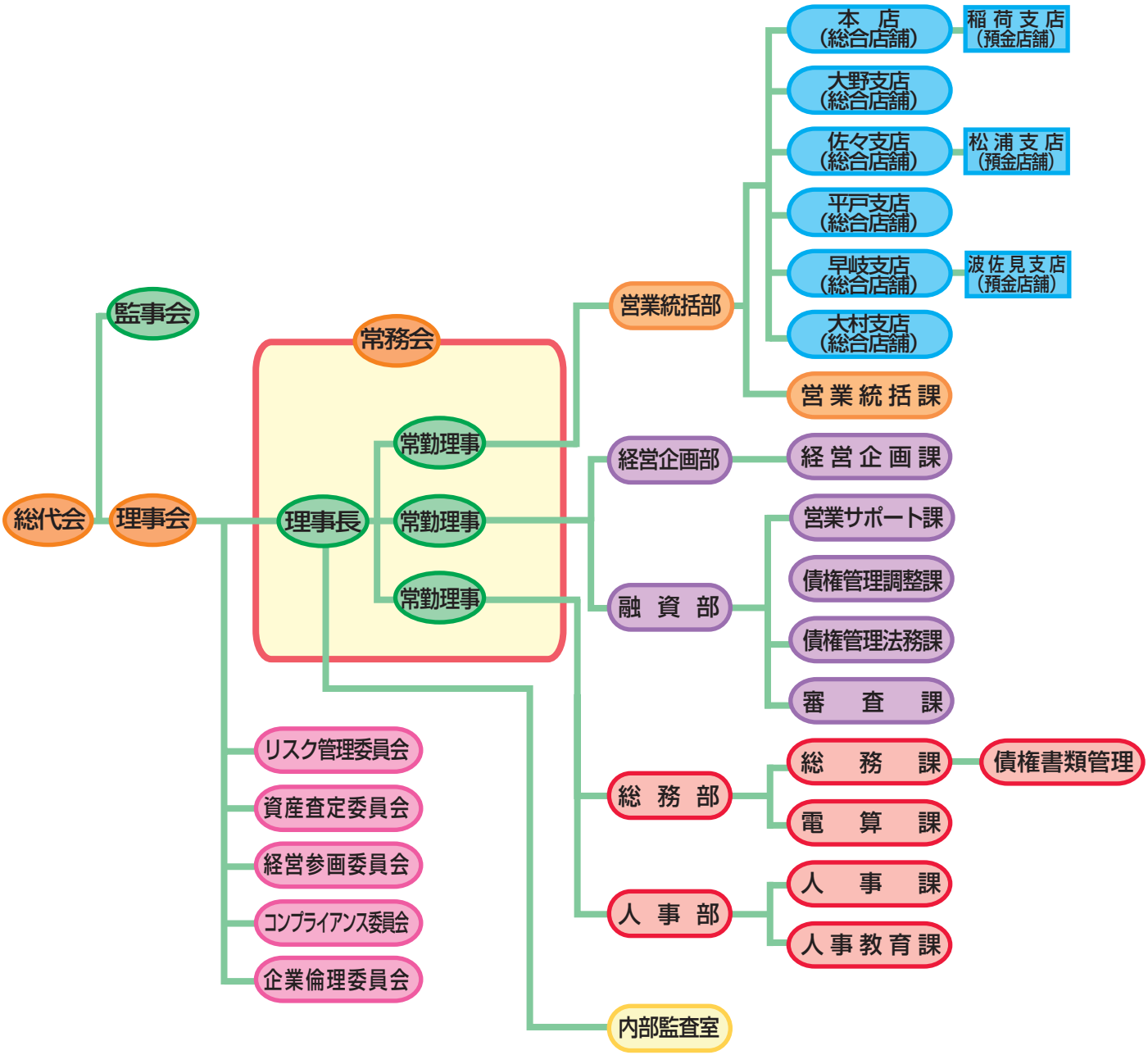

役員

理事長	小村　泰久	理事	古賀　良一（※）
常勤理事	小崎　博行	理事	末田　一也（※）
常勤理事	黒石　恭功	監事	古賀　徳男
常勤理事	森　誠治	監事	松尾　真也
常勤監事	福毛　弘		

当組合は、職員出身者以外の理事２名（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

●業　績

資　料　編

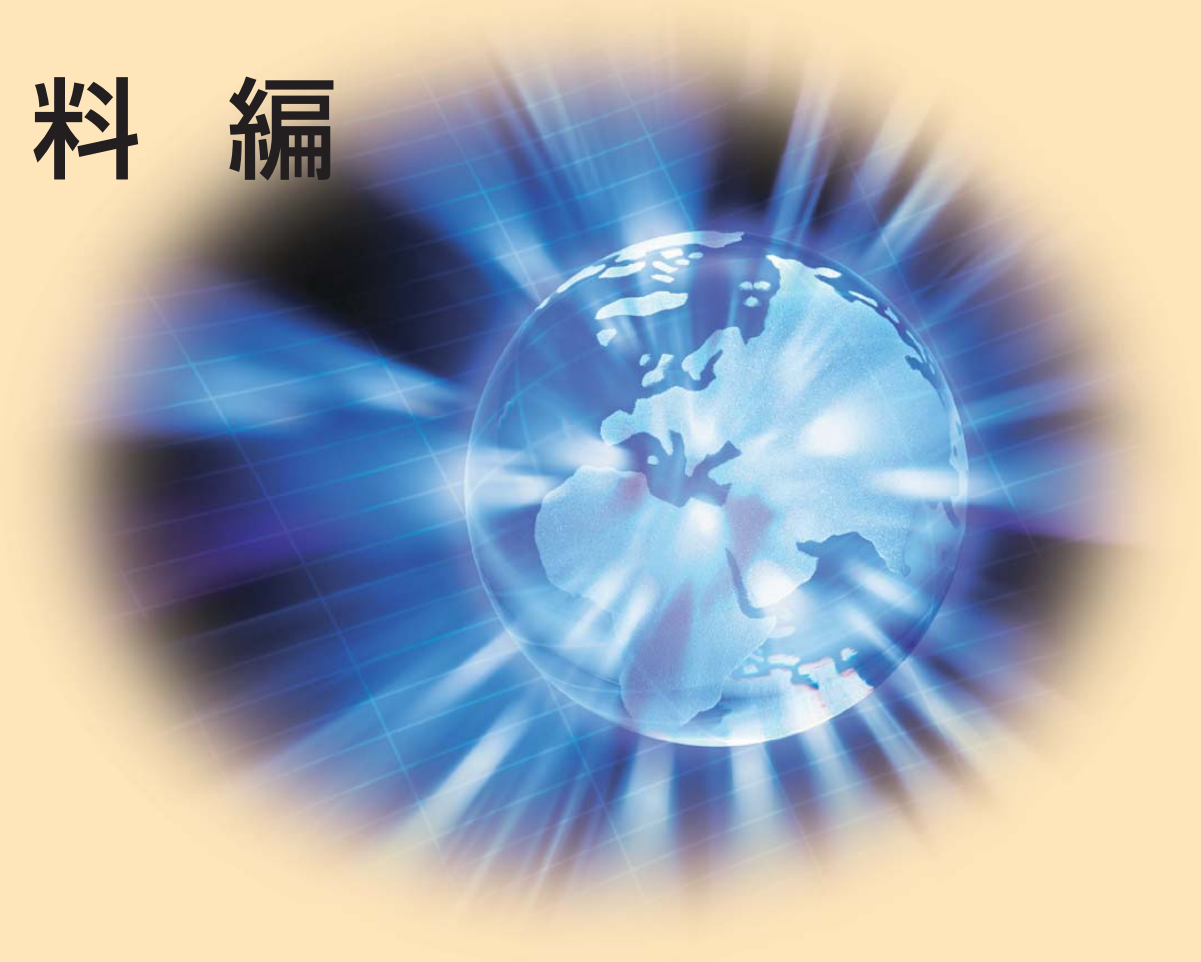

目　次

貸借対照表 ―― 16
損益計算書 ―― 18
損失金処理計算書 ―― 18
内部監査有効性の確認 ―― 19
リスク管理債権及び同債権に対する保全額 ―― 19
金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ―― 19
自己資本充実の状況 ―― 20
報酬体系について ―― 27
主要な経営指標の推移 ―― 28
預金に関する指標 ―― 29
貸出金に関する指標 ―― 29
有価証券に関する指標 ―― 30
その他の指標 ―― 30

■貸借対照表

（単位：千円）

科　目	平成28年3月期	平成29年3月期
（資産の部）		
現金	**619,706**	**624,833**
預け金	**10,500,580**	**10,946,745**
有価証券	**1,510,136**	**1,584,346**
国債	—	463,900
地方債	95,386	271,030
株式	148,986	155,503
その他の証券	1,265,763	693,912
貸出金	**11,790,129**	**10,827,182**
手形貸付	73,764	67,487
証書貸付	9,801,153	9,085,861
当座貸越	1,915,210	1,673,833
その他資産	**311,011**	**239,255**
未決済為替貸	3,547	5,957
全信組連出資金	36,300	36,300
前払費用	1,631	176
未収収益	83,880	71,761
その他の資産	185,652	125,059
有形固定資産	**820,353**	**857,142**
建物	207,633	193,866
土地	449,284	449,284
リース資産	14,331	77,144
その他の有形固定資産	149,104	136,846
無形固定資産	**28,965**	**57,968**
ソフトウェア	19,279	48,282
その他の無形固定資産	9,685	9,685
繰延税金資産	**13,379**	**13,139**
債務保証見返	**3,607**	**2,875**
貸倒引当金	**△ 543,523**	**△ 500,318**
（うち一般貸倒引当金）	（△98,170）	（△64,643）
（うち個別貸倒引当金）	（△445,353）	（△435,675）
資産の部合計	**25,054,345**	**24,653,170**

（単位：千円）

科　目	平成28年3月期	平成29年3月期
（負債の部）		
預金積金	**23,733,063**	**23,354,682**
当座預金	26,822	32,833
普通預金	4,996,493	4,913,971
定期預金	18,448,864	18,053,183
定期積金	245,219	333,715
その他の預金	15,664	20,978
その他負債	**81,598**	**130,916**
未決済為替借	2,336	3,483
未払費用	37,426	31,558
給付補填備金	193	450
未払法人税等	19,258	4,367
前受収益	36	46
払戻未済金	—	2,272
リース債務	14,331	77,144
資産除去債務	3,015	3,040
その他の負債	4,999	8,551
退職給付引当金	**146,624**	**137,432**
睡眠預金払戻損失引当金	**230**	**4,960**
再評価に係る繰延税金負債	**27,654**	**27,654**
債務保証	**3,607**	**2,875**
負債の部合計	**23,992,777**	**23,658,521**
（純資産の部）		
出資金	**1,179,573**	**1,177,306**
普通出資金	1,179,573	1,177,306
利益剰余金	**△ 39,829**	**△ 78,229**
利益準備金	15,000	15,000
その他利益剰余金	△ 54,829	△ 93,229
当期未処分剰余金（△は当期未処理損失金）	△ 54,829	△ 93,229
組合員勘定合計	**1,139,743**	**1,099,076**
その他有価証券評価差額金	**△ 104,267**	**△ 130,519**
土地再評価差額金	**26,092**	**26,092**
評価・換算差額等合計	**△ 78,175**	**△ 104,427**
純資産の部合計	**1,061,568**	**994,649**
負債及び純資産の部合計	**25,054,345**	**24,653,170**

■貸出先別残高構成比

【平成28年3月期】

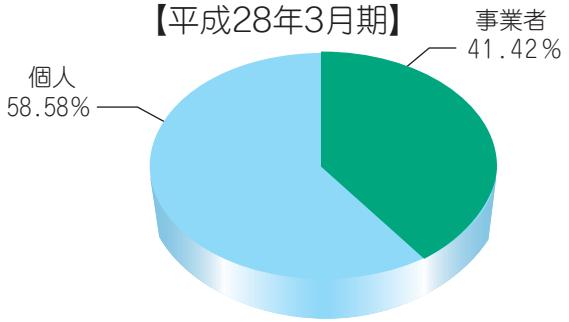

【平成29年3月期】

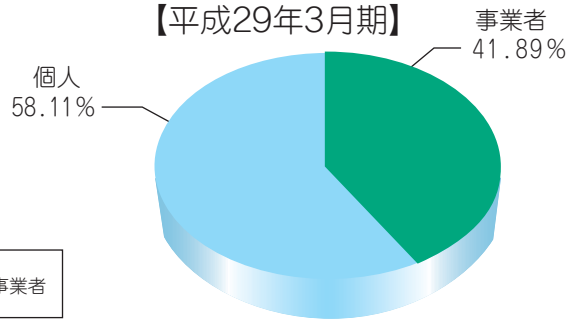

個人　事業者

■貸借対照表注記

（注）１．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

２．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	415,193 千円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	469,163 千円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	249,879 千円

４．有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　14年～39年
動　産　3年～20年

５．無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

６．所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

７．貸倒引当金は、当組合が定める資産査定基準及び償却・引当基準に則り次のとおり計上しております。
（１）回収不能と判定された貸出金及び貸出金に準ずるその他の債権（以下「貸出金等」という）について（資産査定基準により破綻先及び実質破綻先に相当する債権）は直接償却するものを除いて、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算した残額を計上しております。
（２）最終の回収に重大な懸念があり損失の発生が見込まれる貸出金等について（資産査定基準により破綻懸念先に相当する債権）は、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、その残額に過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を乗じた額を計上しております。
（３）上記以外の貸出金等（正常先債権及び要注意先債権）については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
上記の引当基準は、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号）に基づいて定めております。
なお、全ての貸出金等は、資産査定基準に則り、営業店店長または本部部署長が第1次査定を実施し、当該部署から独立した資産査定委員会が第2次査定を行っており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

８．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
（１）制度全体の積立状況に関する事項（平成28年3月31日現在）

年金資産の額	350,899百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	315,237百万円
差引額	35,661百万円

（２）制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（又は加入人数割合あるいは給与総額割合）
平成28年3月31日現在　0.548%
（３）補足説明
上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高27,132百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年の元利均等償却であり、当組合は当事業年度の計算書類上、特別掛金11百万円を費用処理している。
なお、（特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、）上記（２）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

９．睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。

10．偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を貸倒引当金に含めて計上しております。

11．所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

12．消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

13．理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　27,648千円

14．子会社等の株式または出資金の総額　3,000千円

15．有形固定資産の減価償却累計額　1,111,436千円

16．貸出金のうち、破綻先債権額は230,066千円、延滞債権額は762,868千円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17．貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は32,352千円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は570,385千円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

19．破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,595,672千円であります。
なお、１６．から１９．に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

20．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等、営業用車輌及びコピー機等についてリース契約により使用しています。

21．為替決済等保証金として定期預け金497,500千円を担保提供しております。

22．出資１口当たりの純資産額 422円42銭

23．金融商品の状況に関する事項
（１）金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、定期的に金利リスクの管理を行っております。
デリバティブは、資金を効率的に運用するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。
（２）金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に投資信託、債券及び株式であり、純投資目的で保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
預け金の中には、組込デリバティブを含む複合金融商品が含まれており、市場金利の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
（３）金融商品に係るリスク管理体制
①　信用リスクの管理
当組合は、融資事務取扱要領及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査課により行われ、また定期的にリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、与信監査部門がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画課において信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
デリバティブ取引については、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。
②　市場リスクの管理
（ｉ）金利リスクの管理
当組合は、定期的に金利リスク量を算出し、金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会及び理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には経営企画課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に常務会メンバー等に報告しております。
（ⅱ）当組合は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
（ⅲ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金の運用及び調達規程に従い行われております。
このうち経営企画課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
（ⅳ）市場リスクに係る定量的情報
当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた時価（または経済価値）の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価（または経済価値）は88百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、適時に資金管理を行いながら、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24．金融商品の時価等に関する事項
平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（〈注2〉参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（金額単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
（１）　預け金(*1)(*3)	10,946,745	10,931,635	−15,110
（うちデリバティブ預金）	900,000	865,160	−34,839
（２）　有価証券	1,584,346	1,584,346	−
その他有価証券(*3)	1,584,346	1,584,346	−
（３）　貸出金(*1)	10,827,182	13,195,552	
貸倒引当金(*2)	△　489,712	489,712	
	10,337,469	12,705,839	2,368,370
金　融　資　産　計	22,868,561	25,221,821	2,353,259
（１）　預金積金(*1)	23,354,682	23,396,825	42,142
金　融　負　債　計	23,354,682	23,396,825	42,142

（*1）貸出金、預け金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（*3）組み込まれたデリバティブを合理的に区分することが困難な複合金融商品を含めて表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法
金融資産
（１）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。
（２）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注意事項については２５．から２８．に記載しております。
（３）貸出金
貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その貸出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
①　破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下、「貸出金計上額」という）。
②　①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（日本国国債金利）で割り引いた価額。
なお、当組合には変動金利による貸出金はありません。
金融負債
（１）預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（日本国国債金利）で割り引いた価額を時価とみなしております。
（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（金額単位：千円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式(*1)	3,000
非上場株式(*1)	131,090
組合出資金(*2)	37,210
合　計	171,300

（*1）子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

25．有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
（１）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
（２）満期保有目的に区分した有価証券はありません。
（３）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。
（４）その他有価証券
【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
地方債	89,880千円	87,500千円	2,380千円
株　式	63千円	16千円	46千円
合　計	89,943千円	87,516千円	2,426千円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
国　債	463,900千円	510,356千円	△46,456千円
株　式	181,150千円	200,000千円	△18,850千円
投資信託	693,912千円	760,481千円	△66,569千円
外国証券	21,350千円	22,420千円	△1,070千円
合　計	1,360,312千円	1,493,258千円	△132,946千円

貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
なお、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの、記載対象外としております。

26．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27．当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却価額	売却益	売却損
国　債	801,517千円	35,225千円	千円
社　債	92,700千円	千円	7,300千円
投資信託	459,196千円	1,906千円	38,055千円
合　計	1,353,413千円	37,131千円	45,355千円

28．その他有価証券のうち満期がある有価証券は以下のとおりです。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国　債	−	−	−	463,900千円
地方債	5,000千円	20,000千円	25,000千円	221,030千円
合　計	5,000千円	20,000千円	25,000千円	684,930千円

29．賃貸等不動産の状況に関する事項
当組合では、次の2物件を駐車場として賃貸する不動産として保有しております。
①　下京町駐車場　所在地：佐世保市下京町
②　大塔町駐車場　所在地：佐世保市大塔町

30．賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	時　価
87百万円	87百万円

（注）当事業年度末の時価は、当組合外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

31．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は9,373,552千円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32．繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。
繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。なお、繰延税金資産から控除された金額（評価性引当額）は、325,432千円であります。

33．（追加情報）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

34．（会計方針の変更）
（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）
法人税の改正に伴い、実務対応報告第32号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（平成28年6月17日）を当事業年度に適用し平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この変更により、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ、それぞれ10千円増加しております。

35．決算期後に生じた当組合の状況に関する重要な事実
（重要な後発事象）
昨年末より協議を重ねた結果、この度当組合と佐世保中央信用組合は、平成29年4月14日に「合併基本協定書」に調印し、平成30年1月29日を目途に対等合併することを予定しております。尚、この件に関しましては平成29年6月16日の総代会での承認が必要となります。
1．合併の目的
地域経済の停滞や人口減少、高齢化社会による経済規模の縮小に伴い、経営基盤を磐石なものとし両組合の強みを生かした地域貢献を行うことを目的としております。
2．合併先情報（平成27年度末現在）

主な事業	金融業
当期純利益	9百万円
資　産	10,476百万円
負　債	10,001百万円
純資産	474百万円
従業員数	18名

■損益計算書

（単位：千円）

科目	平成27年度 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年度 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日
経常収益	**1,341,612**	**991,260**
資金運用収益	1,090,272	840,794
貸出金利息	906,842	808,062
預け金利息	14,265	10,586
有価証券利息配当金	166,427	18,904
その他の受入利息	2,736	3,240
役務取引等収益	30,658	28,472
受入為替手数料	3,786	2,697
その他の役務収益	26,872	25,775
その他業務収益	128,120	54,529
国債等債券売却益	126,452	37,131
国債等債券償還益	—	16,036
その他の業務収益	1,668	1,361
その他経常収益	92,560	67,464
貸倒引当金戻入益	66,166	15,179
償却債権取立益	8,702	11,499
株式等売却益	14,680	—
その他の経常収益	3,011	40,785
経常費用	**1,225,244**	**1,013,271**
資金調達費用	46,102	47,868
預金利息	45,888	47,505
給付補填備金繰入額	212	363
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	26,477	32,664
支払為替手数料	6,786	6,277
その他の役務費用	19,691	26,387
その他業務費用	82,137	47,639
国債等債券売却損	80,669	45,355
その他の業務費用	1,468	2,283
経費	1,051,812	866,570
人件費	595,200	508,017
物件費	446,347	350,635
税金	10,264	7,916
その他経常費用	18,714	18,528
貸出金償却	7,940	13,087
株式等売却損	9,364	—
その他の経常費用	1,409	5,441
経常利益（△は経常損失）	**116,368**	**△ 22,011**
特別利益	**4,045**	**692**
その他の特別利益	4,045	692
特別損失	**1,742**	**9,858**
固定資産処分損	990	9,672
減損損失	751	184
その他の特別損失	—	1
税引前当期純利益 （△は税引前当期純損失）	**118,671**	**△ 31,177**
法人税、住民税及び事業税	**50,912**	**6,982**
法人税等調整額	**4,061**	**240**
法人税等合計	**54,974**	**7,222**
当期純利益（△は当期純損失）	**63,697**	**△ 38,400**
繰越金（当期首残高）	**△ 118,665**	**△ 54,829**
土地再評価差額金取崩額	**138**	**—**
当期未処分剰余金 （△は当期未処理損失金）	**△ 54,829**	**△ 93,229**

■損益計算書注記

（注）1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2．子会社等との取引による収益総額　120千円

3．子会社等との取引による費用総額　6,720千円

4．出資1口当たりの当期純損失　16円　27 銭

5．当事業年度における固定資産の減損損失に関する事項は、次のとおりであります。

（1）資産をグルーピングした方法

事業用不動産については、管理会計上の最小区分である営業店単位（但し、預金店舗についてはその実態を考慮し母店に含めた営業店ブロック単位）を1つの資産グループとしております。また本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。事業の用に供していない所有不動産については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。

（2）減損損失の認識に至った経緯

継続的な地価の下落により一部の資産グループ及びグルーピングの変更により新たに所有不動産となった資産グループの時価に著しい下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（3）減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳　（金額単位：千円）

用途	種類	場所	減損損失
所有不動産	土地	佐世保市大塔町	184

（4）回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、正味売却価額を適用しております。

なお、正味売却価額については不動産鑑定評価額より処分費用見込額を控除して算定しております。

6．「その他経常収益」には睡眠預金雑益処理39,618千円を含んでおります。当該項目の前事業年度計上額は1,870千円であり、増加要因は平成28年7月の当組合のオンラインシステムを自営システムから信組情報サービス（株）のSKCオンラインシステムへの移行に合わせて、睡眠預金雑益処理方法を変更したためであります。

なお、雑益処理を行った睡眠預金については、お客様から雑益処理後の預金払出の申出があった場合には、直ちに申出に応じ、払戻や解約に応じます。

■損失金処理計算書

（単位：千円）

科目	平成28年3月期	平成29年3月期
当期未処分剰余金 （△は当期未処理損失金）	△54,829	△93,229
繰越金（当期末残高） （△は繰越欠損金）	△54,829	△93,229

■内部監査有効性の確認

私は当組合の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第63期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成29年6月8日
長崎県民信用組合
理事長 小村泰久

■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円、%）

区分		平成28年3月期	平成29年3月期
リスク管理債権総額（A）		1,704,373	1,595,672
	破綻先債権額	254,981	230,066
	延滞債権額	742,694	762,868
	3カ月以上延滞債権額	32,721	32,352
	貸出条件緩和債権額	673,975	570,385
担保・保証等（B）		549,383	513,921
貸倒引当金（C）		467,016	444,604
保全額合計（D）=（B）+（C）		1,016,400	958,525
担保・保証等、引当金による保全率（D）/（A）		59.63%	60.07%
貸倒引当金引当率（C）/（（A）-（B））		40.43%	41.10%

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3.「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（上記1.及び2.を除く。）です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く。）です。
5.「担保・保証等（B）」は、「リスク管理債権総額（A）」における自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6.「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円、%）

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	653,970	661,019
危険債権	357,743	345,436
要管理債権	706,697	602,737
不良債権計（A）	1,718,411	1,609,193
正常債権	10,166,953	9,300,675
合計	11,885,364	10,909,868
担保・保証等（B）	551,064	523,273
貸倒引当金（C）	479,353	458,778
保全額合計（D）=（B）+（C）	1,030,417	982,051
担保・保証等、引当金による保全率（D）/（A）	59.96%	61.02%
貸倒引当金引当率（C）/（（A）-（B））	41.06%	42.24%

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5.「担保・保証等（B）」は、「不良債権計（A）」における自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6.「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

■自己資本充実の状況

1．自己資本の構成に関する事項

（単位：千円）

項　　目	平成28年3月期	経過措置による不算入額	平成29年3月期	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,139,743		1,099,076	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,179,573		1,177,306	
うち、利益剰余金の額	△39,829		△78,229	
うち、外部流出予定額（△）	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	98,170		64,643	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	98,170		64,643	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	19,348		16,930	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	1,257,263		1,180,650	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,457	12,686	25,390	16,926
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	8,457	12,686	25,390	16,926
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10％基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る 15％基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	8,457		25,390	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	1,248,805		1,155,260	

（単位：千円）

項　　目	平成28年3月期	経過措置による不算入額	平成29年3月期	経過措置による不算入額
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	13,295,175		12,376,092	
資産(オン・バランス)項目	13,281,830		12,369,227	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△83,566		△79,326	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額	12,686		16,926	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△150,000		△150,000	
うち、上記以外に該当するものの額	53,746		53,746	
オフ・バランス取引等項目	12,621		5,697	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	720		1,163	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	2		3	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８％で除して得た額	2,152,837		1,951,487	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	15,448,012		14,327,579	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.08％		8.06％	

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の２の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に基づく開示を行っております。
なお、当組合は国内基準を採用しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（単位：千円）

区分	平成28年3月期 リスク・アセット	平成28年3月期 所要自己資本額	平成29年3月期 リスク・アセット	平成29年3月期 所要自己資本額
イ．信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	13,295,175	531,807	12,376,092	495,043
（1）標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	13,378,022	535,120	12,454,251	498,170
① ソブリン向け	29,510	1,180	31,708	1,268
② 金融機関向け	2,144,685	85,787	2,200,216	88,008
③ 法人等向け	105	4	—	—
④ 中小企業等・個人向け	5,988,437	239,537	5,264,290	210,571
⑤ 抵当権付住宅ローン	33,800	1,352	29,220	1,168
⑥ 不動産取得等事業向け	63,645	2,545	52,933	2,117
⑦ 三月以上延滞等	431,062	17,242	475,076	19,003
⑧ 出資等	784,043	31,361	388,775	15,551
出資等のエクスポージャー	784,043	31,361	388,775	15,551
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250,000	10,000	250,000	10,000
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	36,300	1,452	36,300	1,452
⑪ その他	3,616,435	144,657	3,725,730	149,029
（2）証券化エクスポージャー	—	—	—	—
（3）経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額”	66,433	2,657	70,673	2,826
（4）他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 150,000	△ 6,000	△ 150,000	△ 6,000
（5）CVAリスク相当額を8％で除して得た額	720	28	1,163	46
（6）中央清算機関関連エクスポージャー	2	0	2	0
ロ．オペレーショナル・リスク	2,152,837	86,113	1,951,487	78,059
ハ．単体総所要自己資本額（イ＋ロ）	15,448,012	617,920	14,327,579	573,103

（注）1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近３年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

当組合の自己資本の状況について

■ 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本につきましては、地域のお客様による（普通）出資金にて調達しております。

■ 当組合の自己資本の充実度に関する評価の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率については国内基準である4％を上回っており、経営の健全性・安全性を充分に保っております。更に、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も逓減しており、依存度はかなり低いと評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜業種別及び残存期間別＞

(単位:千円)

エクスポージャー区分 / 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券			
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
製造業	233,244	227,417	232,612	226,677	—	—	5,174	8,219
農業、林業	126,017	99,962	125,430	99,629	—	—	3,855	3,855
漁業	216,530	179,647	213,968	177,143	—	—	25,083	16,196
建設業	1,356,344	1,331,918	1,352,124	1,328,367	—	—	103,265	98,526
情報通信業	10,799	8,767	10,774	8,734	—	—	—	—
運輸業、郵便業	80,933	73,896	80,613	73,614	—	—	45,721	37,236
卸売業、小売業	629,703	590,132	627,566	587,630	—	—	29,785	38,564
金融業、保険業	10,947,693	11,205,689	151,970	126,463	183,964	—	4,486	1,826
不動産業	923,307	814,150	920,313	811,360	—	—	—	—
宿泊業	130,911	108,565	130,797	108,490	—	—	—	—
飲食業	215,046	201,154	209,782	196,557	—	—	44,019	45,848
生活関連サービス業・娯楽業	17,162	32,088	17,137	32,053	—	—	—	—
教育・学術支援業	10,267	945	10,250	938	—	—	—	—
医療・福祉	174,346	179,455	174,016	179,138	—	—	271	540
その他のサービス	638,003	589,593	626,486	578,128	—	—	22,514	51,249
国・地方公共団体等	92,509	735,282	—	—	92,509	735,282	—	—
個人	6,986,282	6,361,881	6,909,891	6,295,130	—	—	450,951	469,250
その他	2,787,836	2,543,460	—	—	—	—	—	—
業種別合計	**25,576,940**	**25,284,008**	**11,793,736**	**10,830,058**	**276,473**	**735,282**	**735,127**	**771,314**
1年以下	13,052,427	14,600,031	2,598,455	3,929,000	188,973	5,352		
1年超3年以下	3,276,491	2,612,000	3,266,491	2,602,000	10,000	10,000		
3年超5年以下	1,731,657	1,813,000	1,521,657	1,603,000	10,000	10,000		
5年超7年以下	910,728	828,000	900,728	818,000	10,000	10,000		
7年超10年以下	701,206	731,000	686,206	716,000	15,000	15,000		
10年超	810,425	1,402,260	767,925	654,000	42,500	684,930		
期間の定めのないもの	3,452,841	1,540,116	2,052,270	505,182	—	—		
その他	1,641,161	1,757,601	—	2,875	—	—		
残存期間別合計	**25,576,940**	**25,284,008**	**11,793,736**	**10,830,058**	**276,473**	**735,282**		

(注) 1.「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的にはその他資産、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

5. 当組合は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年3月期	143,828	98,170	—	143,828	98,170
	平成29年3月期	98,170	64,643	—	98,170	64,643
個別貸倒引当金	平成28年3月期	524,962	445,353	59,100	465,862	445,353
	平成29年3月期	445,353	435,675	28,025	417,327	435,675
合計	平成28年3月期	668,790	543,523	59,100	609,690	543,523
	平成29年3月期	543,523	500,318	28,025	515,498	500,318

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:千円)

区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
製造業	17,464	9,855	9,855	9,403	—	24	17,464	9,830	9,855	9,403	—	—
農業、林業	713	22	22	121	109	—	604	22	22	121	350	—
漁業	10,409	9,725	9,725	9,769	489	—	9,919	9,725	9,725	9,769	—	—
建設業	51,019	40,203	40,203	35,080	5,659	253	45,359	40,164	40,203	35,080	—	9
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	46,702	44,720	44,720	35,876	—	6,853	46,702	37,866	44,720	35,876	—	194
卸売業、小売業	31,960	20,162	20,162	14,547	12,909	1,539	19,051	18,623	20,162	14,547	—	2,596
金融業、保険業	292	256	256	1,805	287	—	5	256	256	1,805	—	—
不動産業	47,025	45,442	45,442	2,369	—	—	47,025	4,063	45,442	2,369	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	31,623	30,433	30,433	30,185	101	963	31,522	29,084	30,433	30,185	709	18
生活関連サービス業・娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育・学術支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	261	261	261	458	—	—	261	261	261	458	—	—
その他のサービス	12,004	14,056	14,056	33,866	201	3,203	11,803	10,852	14,056	33,866	638	630
個人	275,483	230,212	230,212	262,190	39,342	15,186	236,141	256,575	230,212	262,190	6,242	9,637
合計	524,962	445,353	445,353	435,675	59,100	28,025	465,862	417,327	445,353	435,675	7,940	13,087

(注)当組合は、国内の限定された地域にて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額	
	平成28年3月期	平成29年3月期
0%	1,035,962	1,693,936
10%	5,607	27,772
20%	10,875,056	11,165,582
35%	96,571	83,486
50%	386,626	394,688
75%	8,148,245	7,150,429
100%	4,791,595	4,496,241
150%	237,274	270,837
250%	—	1,033
1250%	—	—
その他	—	—
合計	25,576,940	25,284,008

(注)1.エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
2.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

当組合の信用リスク管理体制について

■ リスク管理の方針及び手続きの概要
4ページから5ページの「リスク管理体制」を参照願います。

■ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項
(1)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
該当なし。
(2)エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
該当なし。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：千円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	125,802	100,548	—	—	—	—

（注）1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

当組合の信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金融機関が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、不動産担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取組みに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保や保証に過度に依存しないような融資の取組み姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保や保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなどの適切な取扱いに努めております。
当組合が取扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続については、当組合が定める「融資取扱規程」及び「不動産担保取扱手順」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。
また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当組合が定める「融資取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。
なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、当組合の場合には適格担保としては自組合預金積金のみが該当し、保証として該当するものはありません。
また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：千円）

	平成28年3月期	平成29年3月期
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成28年3月期	平成29年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
①　派生商品取引合計	2,401	3,879	2,401	775
(1)外国為替関連取引	2,401	3,879	2,401	775
(2)金利関連取引	—	—	—	—
(3)金関連取引	—	—	—	—
(4)株式関連取引	—	—	—	—
(5)貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
(6)その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②　長期決済期間取引	—	—	—	—
合　計	2,401	3,879	2,401	775

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当なし

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

区　分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	138,924	138,924	160,411	160,411
非上場株式等	673,761	−	299,764	−
合　計	812,686	138,924	460,176	160,411

(注)投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等に含めて記載しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:千円)

	平成28年3月期	平成29年3月期
売　却　益	59,182	1,906
売　却　損	79,704	38,055

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:千円)

	平成28年3月期	平成29年3月期
評　価　損　益	△80,614	△30,194

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当なし

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の場合、銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、全信組連出資金、子会社株式、その他出資金が該当します。
上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測により把握し、定期的に経営陣などリスク管理委員会構成員へ報告しております。
一方、非上場株式など上場株式以外のものに関するリスクの状況は、当該企業等の財務諸表を基にした定期的な評価を実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券減損処理規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

8. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。
具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などを定期的な計測を行い、リスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

◎計測手法
　預金、貸金、有価証券ともに「金利更改ラダー方式」。
◎コア預金
　対　　象:流動性預金全般(当座預金、普通預金など)
　算定方法:①過去5年の最低残高
　　②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高
　　③現残高の50%相当額
　　以上3つのうち最小の額を上限とする。
　満　　期:5年以内(平均2.5年)
◎金利感応資産・負債
　預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
◎金利ショック幅
　99%タイル値又は1%タイル値
◎リスク計測の頻度
　四半期毎(3月、6月、9月、12月末基準)

(3) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:千円)

	金利リスク量	
	平成28年3月期	平成29年3月期
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	△61,716	△88,436

●報酬体系について

1．対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。なお、当組合には在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」はありません。

（1）報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

（2）役員に対する報酬

（単位：千円）

区　分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理　　事	25,073	84,300
監　　事	8,388	13,700
合　計	33,461	98,000

（注）1．上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。
2．支払人数は、理事7名、監事3名です。
3．使用人兼務理事2名の使用人分の報酬（賞与を含む）は、8,640千円です。

（3）その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2．対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成28年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

（注）1．対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2．「同等額」とは、平成28年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3．当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」に基づき支払っております。
なお、当組合は非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。
経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

○「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	平成28年3月期	平成29年3月期
新規に無保証で融資した件数	1　件	－　件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	－　％	－　％
保証契約を解除した件数	－　件	－　件
経営者保障に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	－　件	－　件

■主要な経営指標の推移

（単位：千円）

区分	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
経常収益	1,395,894	1,318,302	1,523,223	1,341,612	991,260
経常利益（△は経常損失）	86,334	△ 13,054	213,620	116,368	△ 22,011
当期純利益	73,133	9,487	171,136	63,697	△ 38,400
預金積金残高	24,524,565	23,904,617	23,585,875	23,733,063	23,354,682
当座預金	23,001	25,396	85,505	26,822	32,833
普通預金	5,773,499	5,495,416	5,381,436	4,996,493	4,913,971
別段預金	32,539	49,348	18,127	15,562	20,877
納税準備預金	101	101	101	101	101
定期預金	18,610,723	18,223,716	17,921,064	18,448,864	18,053,183
定期積金	84,700	110,637	179,640	245,219	333,715
貸出金残高	12,890,384	13,156,510	13,035,600	11,790,129	10,827,182
手形貸付	74,549	74,222	74,038	73,764	67,487
証書貸付	10,969,458	11,093,785	10,828,506	9,801,153	9,085,861
当座貸越	1,846,376	1,988,502	2,133,055	1,915,210	1,673,833
有価証券残高	44,857	2,153,202	5,333,294	1,510,136	1,584,346
総資産額	25,808,831	25,119,245	25,245,838	25,054,345	24,653,170
純資産額	934,148	935,828	1,275,203	1,061,568	994,649
単体自己資本比率	6.39%	6.16%	7.42%	8.08%	8.06%
出資総額	1,195,845	1,192,321	1,184,482	1,179,573	1,177,306
出資総口数	2,391,690口	2,384,642口	2,368,965口	2,359,147口	2,354,613口
出資に対する配当金	—	—	—	—	—
職員数	110人	109人	107人	104人	98人

（注）単体自己資本比率は、平成18年金融庁告示第22号により算出しており、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成25年3月期以前においては旧告示に基づく開示、平成26年3月期以降においては新告示に基づく開示を行っております。

【預金の推移】

（単位：百万円）

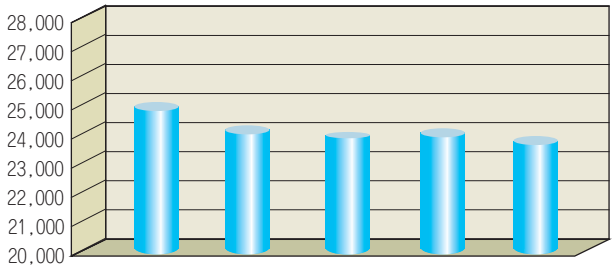

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
預金の推移	24,524	23,904	23,585	23,733	23,354

【貸出金の推移】

（単位：百万円）

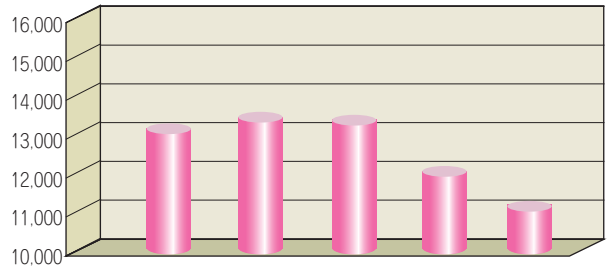

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
貸出金の推移	12,890	13,156	13,035	11,790	10,827

【経常収益の推移】

（単位：百万円）

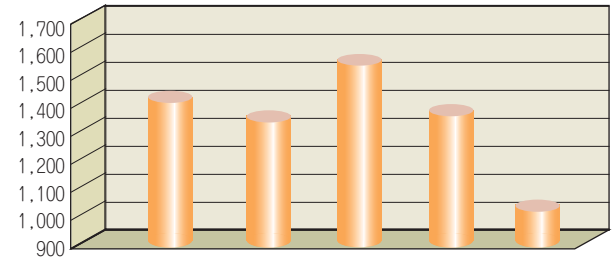

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
経常収益	1,395	1,318	1,523	1,341	991

【単体自己資本比率の推移】

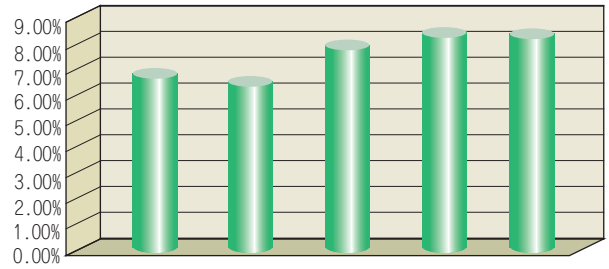

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
単体自己資本比率	6.39%	6.16%	7.42%	8.08%	8.06%

■預金に関する指標

●預金種目別平均残高

（単位：千円）

種目	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	5,282,301	22.49%	5,012,257	21.30%
定期性預金	18,198,528	77.50%	18,511,993	78.69%
合計	23,480,833	100.00%	23,524,250	100.00%

●金利区分別定期預金残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
定期預金	18,448,864	100.00%	18,053,183	100.00%
固定金利	18,448,864	100.00%	18,053,183	100.00%

●預金者別預金残高

（単位：百万円）

区分		平成28年3月期		平成29年3月期	
		金額	構成比	金額	構成比
個人		23,166	97.61%	22,736	97.35%
法人		566	2.38%	618	2.64%
	一般法人	565	2.38%	609	2.60%
	金融機関	1	0.00%	9	0.03%
合計		23,733	100.00%	23,354	100.00%

■貸出金等に関する指標

●貸出金科目別平均残高

（単位：千円）

科目	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
手形貸付	73,876	0.59%	69,764	0.61%
証書貸付	10,264,444	83.00%	9,450,520	83.65%
当座貸越	2,027,533	16.39%	1,776,867	15.72%
合計	12,365,854	100.00%	11,297,152	100.00%

●消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	5,694,380	76.53%	5,126,140	75.41%
住宅ローン	1,745,423	23.46%	1,671,320	24.58%
合計	7,439,804	100.00%	6,797,461	100.00%

●貸出金業種別残高・構成比

（単位：千円）

業種別	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	231,973	1.96%	226,356	2.09%
農業、林業	125,430	1.06%	99,629	0.92%
漁業	213,968	1.81%	177,143	1.63%
建設業	1,352,124	11.46%	1,328,367	12.26%
情報通信業	10,774	0.09%	8,734	0.08%
運輸業、郵便業	80,613	0.68%	73,614	0.67%
卸売業、小売業	627,566	5.32%	587,630	5.42%
金融業、保険業	151,970	1.28%	126,463	1.16%
不動産業	920,313	7.80%	811,360	7.49%
宿泊業	130,797	1.10%	108,490	1.00%
飲食業	209,782	1.77%	196,557	1.81%
生活関連サービス業、娯楽業	17,137	0.14%	32,053	0.29%
教育・学術支援業	10,250	0.08%	938	0.00%
医療・福祉	174,016	1.47%	179,138	1.65%
その他のサービス	626,486	5.31%	578,128	5.33%
個人	6,906,923	58.58%	6,292,575	58.11%
合計	11,790,129	100.00%	10,827,182	100.00%

●貸出金担保別残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
当組合預金積金	125,656	1.06%	100,514	0.92%
不動産	4,818,657	40.87%	4,454,791	41.14%
小計	4,944,313	41.93%	4,555,306	42.07%
信用保証協会・信用保険	5,602	0.04%	37,626	0.34%
保証	5,463,368	46.33%	4,934,654	45.57%
信用	1,376,844	11.67%	1,299,595	12.00%
合計	11,790,129	100.00%	10,827,182	100.00%

●債務保証見返担保別残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
不動産	2,968	82.28%	2,554	88.83%
信用	638	17.68%	321	11.16%
合計	3,607	100.00%	2,875	100.00%

●貸倒引当金（期末残高・期中増減額）

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	98,170	△45,658	64,643	△33,527
個別貸倒引当金	445,353	△79,609	435,675	△9,678
貸倒引当金合計	543,523	△125,267	500,318	△43,205

●貸出金償却額

（単位：千円）

項目	平成28年3月期	平成29年3月期
貸出金償却額	7,940	13,087

●金利区分別貸出金残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
貸出金残高	11,790,129	100.00%	10,827,182	100.00%
固定金利	11,790,129	100.00%	10,827,182	100.00%

●貸出金使途別残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	9,369,848	79.47%	8,526,232	78.74%
設備資金	2,420,281	20.52%	2,300,950	21.25%
合計	11,790,129	100.00%	10,827,182	100.00%

■1店舗当りの預金及び貸出金残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
1店舗当りの預金残高	2,637,007	2,594,964
1店舗当りの貸出金残高	1,310,014	1,203,020

■職員1人当りの預金及び貸出金残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
職員1人当りの預金残高	228,202	238,313
職員1人当りの貸出金残高	113,366	110,481

■有価証券の時価等情報

◆売買目的有価証券

該当なし

◆満期保有目的の債券

該当なし

◆その他有価証券

（単位：千円）

	種　類	平成28年3月期			平成29年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	地方債	95,386	92,500	2,886	89,880	87,500	2,380
	株式	56	16	39	63	16	46
	合計	95,442	92,516	2,925	89,943	87,516	2,426
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	—	—	—	463,900	510,356	△ 46,456
	地方債	—	—	—	181,150	200,000	△ 18,850
	株式	14,840	22,420	△ 7,580	21,350	22,420	△ 1,070
	外国証券	183,964	183,964	0	—	—	—
	投資信託	1,081,799	1,181,412	△ 99,612	693,912	760,481	△ 66,569
	合計	1,280,603	1,387,797	△ 107,193	1,360,312	1,493,258	△ 132,946

（注）1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当なし

◆時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：千円）

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
子会社・子法人等株式	3,000	3,000
非上場株式	131,090	131,090
合計	134,090	134,090

●有価証券種類別平均残高

（単位：千円）

区分	平成28年3月期		平成29年3月期	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	746,908	20.32%	500,906	24.22%
地方債	315,382	8.58%	229,112	11.08%
社債	184,879	5.03%	18,356	0.88%
株式	123,986	3.37%	155,987	7.54%
その他の証券	2,303,335	62.68%	1,162,992	56.25%
合計	3,674,492	100.00%	2,067,355	100.00%

●有価証券種類別残存期間別残高

（単位：千円）

区分		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	平成28年3月期	—	—	—	—	—	—
	平成29年3月期	—	—	—	463,900	—	463,900
地方債	平成28年3月期	5,000	20,000	25,000	45,386	—	95,386
	平成29年3月期	5,000	20,000	25,000	221,030	—	271,030
株式	平成28年3月期	—	—	—	—	148,986	148,986
	平成29年3月期	—	—	—	—	155,503	155,503
その他の証券	平成28年3月期	183,964	—	—	—	1,081,799	1,265,763
	平成29年3月期	—	—	—	—	693,912	693,912
合計	平成28年3月期	188,964	20,000	25,000	45,386	1,230,785	1,510,136
	平成29年3月期	5,000	20,000	25,000	684,930	849,416	1,584,346

■預貸率及び預証率

区分		平成28年3月期	平成29年3月期
預貸率	期末	49.67%	46.35%
	期中平均	52.66%	48.02%
預証率	期末	6.36%	6.78%
	期中平均	15.64%	8.78%

■組合員の推移

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
個人	48,922人	48,664人
法人	1,149人	1,233人
合計	50,071人	49,897人

■当組合の子会社

会社名	（株）ＫＦＰパートナーズ
所在地	東彼杵郡波佐見町井石郷2248番地
業務内容	長崎県民信用組合からの事務代行業
設立年月	平成9年8月
資本金	3百万円
出資比率	100%

■粗利益

（単位：千円）

科目		平成28年3月期	平成29年3月期
	資金運用収益	1,090,272	840,794
	資金調達費用	46,102	47,868
資金運用収支		1,044,169	792,925
	役務取引等収益	30,658	28,472
	役務取引等費用	26,477	32,664
役務取引等収支		4,180	△ 4,192
	その他業務収益	128,120	54,529
	その他業務費用	82,137	47,639
その他業務収支		45,983	6,890
業務粗利益		1,094,334	795,623
業務粗利益率		4.58%	3.34%

■業務純益

（単位：千円）

科目	平成28年3月期	平成29年3月期
業務純益	42,521	△70,947

■経費の内訳

（単位：千円）

科目	平成28年3月期	平成29年3月期
人件費	595,200	508,017
報酬給料手当	473,907	405,350
退職給付費用	46,740	38,671
その他	74,551	63,996
物件費	446,347	350,635
事務費	292,988	214,929
固定資産費	65,403	53,210
事業費	15,807	11,812
人事厚生費	7,975	5,198
預金保険料	9,659	9,670
減価償却費	54,513	55,814
税金	10,264	7,916
合計	1,051,812	866,570

■役務取引の状況

（単位：千円）

科目	平成28年3月期	平成29年3月期
役務取引等収益	30,658	28,472
受入為替手数料	3,786	2,697
その他の受入手数料	26,872	25,775
役務取引等費用	26,477	32,664
支払為替手数料	6,786	6,277
その他の支払手数料	19,691	26,387

■受取利息及び支払利息の増減

（単位：千円）

科目	平成28年3月期	平成29年3月期
受取利息の増減	△141,559	△ 249,478
支払利息の増減	△1,240	1,766

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

（単位：千円）

科目		期別	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定		平成28年3月期	23,892,223	1,090,272	4.56%
		平成29年3月期	23,773,431	840,794	3.53%
	うち貸出金	平成28年3月期	12,365,854	906,842	7.33%
		平成29年3月期	11,297,152	808,062	7.15%
	うち預け金	平成28年3月期	7,814,666	14,265	0.18%
		平成29年3月期	10,371,713	10,586	0.10%
	うち有価証券	平成28年3月期	3,674,492	166,427	4.52%
		平成29年3月期	2,067,355	18,904	0.91%
資金調達勘定		平成28年3月期	23,480,833	46,102	0.19%
		平成29年3月期	23,524,272	47,868	0.20%
	うち預金積金	平成28年3月期	23,480,830	46,101	0.19%
		平成29年3月期	23,524,250	47,868	0.20%

■総資産利益率

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
総資産経常利益率	0.46%	△0.08%
総資産当期純利益率	0.25%	△0.15%

■資金利鞘等

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
資金運用利回(A)	4.56%	3.53%
資金調達原価率(B)	4.67%	3.88%
資金利鞘(A)−(B)	△0.11%	△ 0.35%

■その他業務収益の内訳

（単位：千円）

項目	平成28年3月期	平成29年3月期
国債等債券売却益	126,452	37,131
国債等債券償還益	−	16,036
その他の業務収益	1,668	1,361
合計	128,120	54,529

■その他業務

●代理貸付残高の内訳

（単位：千円）

区分	平成28年3月期	平成29年3月期
全国信用協同組合連合会	3,607	2,875
住宅金融支援機構	38,841	31,709
合計	42,448	34,584

●内国為替取扱実績

（単位：百万円）

区分		平成28年3月期		平成29年3月期	
		件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	28,616件	7,762	20,240件	4,288
	他の金融機関から	58,365件	10,566	39,538件	5,830
代金取立	他の金融機関向け	580件	489	488件	387
	他の金融機関から	6件	21	1件	0

●店舗・営業地区一覧

平成29年7月1日 現在

当組合の営業地区は以下の
5市4町です。

佐世保市
平戸市
松浦市
大村市
西海市
北松浦郡佐々町
東彼杵郡波佐見町
東彼杵郡川棚町
東彼杵郡東彼杵町

本　　部　〒857-0804　佐世保市松川町1-19
緯0956-23-2111　0120-32-0892

本　　店　〒857-0875　佐世保市下京町9-12
緯0956-25-1105　0120-0892-80

大野支店　〒857-0136　佐世保市田原町16-44
緯0956-49-3121　0120-0892-64

稲荷支店　〒857-0851　佐世保市稲荷町17-20
緯0956-33-5521　0120-0892-67

佐々支店　〒857-0311　北松浦郡佐々町本田原免84-1
緯0956-62-2118　0120-0892-68

波佐見支店　〒859-3711　東彼杵郡波佐見町井石郷2248-1
緯0956-85-2633　0120-0892-69

平戸支店　〒859-5115　平戸市新町字新町90-3
緯0950-22-2614　0120-0892-61

早岐支店　〒859-3215　佐世保市早岐1丁目14-22
緯0956-38-4031　0120-0892-38

松浦支店　〒859-4502　松浦市志佐町里免350-1
緯0956-72-0171　0120-0892-72

大村支店　〒856-0822　大村市古町2丁目517-1
緯0957-54-1155　0120-0892-54

●主要な事業の内容

A：預金業務
　（イ）預金
　　当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、
　　別段預金、納税準備預金
B：貸出業務
　（イ）貸付
　　手形貸付、証書貸付、当座貸越
　（ロ）手形の割引
　　商業手形の割引
C：商品有価証券売買業務
　　取り扱っておりません。
D：有価証券投資業務
E：内国為替業務
　　送金為替・振込及び代金取立等
F：外国為替業務
　　取り扱っておりません。
G：社債受託及び登録業務
　　取り扱っておりません。
H：金融先物取引等の受託等業務
　　取り扱っておりません。
I：付帯業務
　（イ）債務の保証業務
　（ロ）有価証券の貸付業務
　（ハ）代理業務
　　全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫
　　株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人住宅金融支援機構、
　　雇用・能力開発機構等
　（ニ）地方公共団体の公金収納事務
　（ホ）払込金の受入証明事務
　（ヘ）保護預り業務

●手数料一覧

平成29年7月1日 現在

種類				料金 組合員	料金 一般
振込	店頭	自店	5万円未満	216 円	216 円
			5万円以上	216 円	432 円
		当組合本支店（自店以外）	5万円未満	324 円	324 円
			5万円以上	324 円	540 円
		他金融機関	5万円未満	648 円	648 円
			5万円以上	648 円	864 円
	ATM	当組合本支店	5万円未満	54 円	108 円
			5万円以上	108 円	216 円
		他金融機関	5万円未満	324 円	432 円
			5万円以上	432 円	648 円
送金				648 円	864 円
代金取立				1,080 円	1,296 円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料			1,080 円	1,296 円

融資手数料（証書貸付）（別途消費税がかかります）			料金 組合員	料金 一般
新規貸付、旧貸付金を取り込まない新口の貸付	300万未満	1年以内	実行額の0.80%	実行額の0.85%
		1年超	実行額の1.60%	実行額の1.65%
	300万以上	2年以内	実行額の0.50%	実行額の0.55%
		2年超	実行額の1.60%	実行額の1.65%
旧貸付金を取り込んだ債務更改貸付	300万未満	1年以内	貸増額の0.80%	貸増額の0.85%
		1年超	貸増額の1.60%	貸増額の1.65%
	300万以上	2年以内	貸増額の0.50%	貸増額の0.55%
		2年超	貸増額の1.60%	貸増額の1.65%
条件変更手数料（貸付期間が短縮される場合は不要）			融資残高の0.05%	融資残高の0.10%

種類		料金
ぶちまね実行手数料	1件につき	1,080 円
担保（追加）調査手数料	1件につき	10,800 円
繰上げ完済手数料（住宅関連資金のみ）	1件につき	5,400 円
当座預金	小切手帳1冊（50枚）	1,080 円
	約束手形帳1冊（25枚）	1,080 円
自己宛小切手		540 円
通帳証書等再発行		540 円
カード再発行		540 円
証明書発行手数料	残高証明書 1通	540 円
	利息証明書 1通	540 円
	その他証明書 1通	540 円

ATM手数料（払戻1回につき）	料金
当組合ATM	
平日・土曜・日曜・祝日	9:00~18:00　無料
セブン銀行	
平日	108円（8：45~18：00 無料）
土曜	108円（9：00~14：00 無料）
日曜・祝日	108 円
他金融機関	
平日	216円（8：45~18：00 108 円）
土曜	216円（9：00~14：00 108 円）
日曜・祝日	216 円

個人情報開示手数料	
基本開示手数料	540 円
その他の開示手数料	1,080 円

●開示項目一覧

各開示項目は、下記のページに記載しております。

なお、＊印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。

開　示　項　目		記載ページ
【ごあいさつ】		
【概況・組織に関する事項】		
1　経営理念、経営姿勢、行動基準、人事理念		2
2　事業の組織	＊	14
3　役員一覧（理事及び監事の氏名及び役職名）	＊	14
4　店舗一覧（事務所の名称及び所在地）	＊	32
5　信用協同組合代理業者に関する事項	＊	該当なし
6　店舗外自動機器設置状況		該当なし
7　営業地区一覧		32
8　組合員数		30
9　子会社の状況		30
【主要な事業の内容】		
1　主要な事業の内容	＊	32
【主要な事業に関する事項】		
1　事業の概況	＊	3
2　経常収益	＊	28
3　経常利益又は経常損失	＊	28
4　当期純利益又は当期純損失	＊	28
5　出資総額及び出資総口数	＊	28
6　純資産額	＊	28
7　総資産額	＊	28
8　預金積金残高	＊	28
9　貸出金残高	＊	28
10　有価証券残高	＊	28
11　単体自己資本比率	＊	28
12　出資に対する配当金	＊	28
13　職員数	＊	28
【主要な業務の状況を示す指標】		
1　業務粗利益及び業務粗利益率	＊	31
2　業務純益		31
3　資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	＊	31
4　資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	＊	31
5　受取利息及び支払利息の増減	＊	31
6　役務取引の状況		31
7　その他業務収益の内訳		31
8　経費の内訳		31
9　総資産経常利益率	＊	31
10　総資産当期純利益率	＊	31
【預金に関する指標】		
1　預金種目別平均残高（流動性預金、定期性預金及び譲渡性預金その他の預金）	＊	29
2　預金者別預金残高		29
3　金利区分別定期預金残高（固定金利、変動金利及びその他の区分ごとの残高）	＊	29
4　財形貯蓄残高		取扱いなし
5　職員1人当り預金残高		29
6　１店舗当り預金残高		29
【貸出金等に関する指標】		
1　貸出金科目別平均残高	＊	29
2　金利区分別貸出金残高（固定金利、変動金利の区分ごとの残高）	＊	29
3　担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	＊	29
4　貸出金使途別残高	＊	29
5　貸出金業種別残高・構成比	＊	29
6　預貸率（期末値及び期中平均）	＊	30
7　消費者ローン・住宅ローン残高		29
8　代理貸付残高の内訳		31
9　職員1人当り貸出金残高		29
10　１店舗当り貸出金残高		29
【有価証券に関する指標】		
1　商品有価証券の種類別平均残高	＊	取扱いなし
2　有価証券の種類別の残存期間別残高	＊	30
3　有価証券の種類別の平均残高	＊	30
4　預証率（期末値及び期中平均）	＊	30
【事業の運営に関する事項】		
1　リスク管理の体制	＊	4,5
2　法令遵守の体制	＊	12
【財産の状況に関する事項】		
1　貸借対照表、損益計算書及び損失金処理計算書	＊	16,17,18
2　リスク管理債権及び同債権に対する保全額	＊	19
3　金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	＊	19
4　有価証券、金銭の信託等の評価	＊	30
5　外貨建資産残高		取扱いなし
6　オフバランス取引の状況		取扱いなし
7　先物取引の時価情報		取扱いなし
8　オプション取引の時価情報		取扱いなし
9　貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	＊	29
10　貸出金償却の額	＊	29
11　内部監査有効性の確認		19
12　会計監査法人による監査	＊	該当なし
【自己資本の充実の状況】		
1　定性的な開示事項	＊	
（1）　自己資本調達手段の概要	＊	22
（2）　自己資本の充実度に関する評価方法の概要	＊	22
（3）　信用リスクに関する事項	＊	24
①　リスク管理の方針及び手続の概要	＊	24
②　標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	＊	24
a　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	＊	24
b　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	＊	24
（4）　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	25
（5）　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	25
（6）　証券化エクスポージャーのリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	該当なし
（7）　オペレーショナルリスクに関する事項	＊	5
①　リスク管理の方針及び手続の概要	＊	5
②　オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称	＊	22
（8）　出資等エクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	＊	26
（9）　金利リスクに関する事項	＊	26
①　リスク管理の方針及び手続の概要	＊	26
②　信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要	＊	26
2　定量的な開示事項	＊	
（1）　自己資本の構成に関する事項	＊	20,21
（2）　自己資本の充実度に関する事項	＊	22
①　信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオごとの額	＊	22
a　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	＊	22
b　証券化エクスポージャー	＊	該当なし
②　オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及び使用する手法ごとの額	＊	22
③　単体自己資本比率の分母の額に四パーセントを乗じた額	＊	22
（3）　信用リスク（証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項	＊	23
①　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	＊	23
②　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	＊	23
a　業種別	＊	23
b　残存期間別	＊	23
③　業種別の三月以上延滞エクスポージャーの期末残高	＊	23
④　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	＊	23
⑤　業種別の個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額及び貸出金償却の額	＊	24
⑥　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに資本控除した額	＊	24
（4）　信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	＊	25
①　標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	＊	25
a　適格金融資産担保	＊	25
②　標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャーの額	＊	25
（5）　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	＊	25
（6）　証券化エクスポージャーに関する事項	＊	該当なし
（7）　出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	＊	26
①　貸借対照表計上額、時価	＊	26
a　上場している出資等又は株式等エクスポージャー	＊	26
b　上記aに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	＊	26
②　出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	＊	26
③　貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	＊	26
④　貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	＊	26
（8）　金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	＊	26
【その他の業務】		
1　内国為替取扱実績		31
2　外国為替取扱実績		取扱いなし
3　公社債窓販実績		取扱いなし
4　公社債引受額		取扱いなし
5　手数料一覧		32
【その他】		
1　トピックス		1
2　沿革・歩み		1
3　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	＊	6,7
4　個人情報保護宣言		8
5　金融円滑化に関する情報開示		10,11
6　総代会等に関する情報開示		13
7　苦情処理措置および紛争解決措置の内容	＊	12
8　報酬体系について		27
9　「経営者保証に関するガイドライン」への対応		27